

人権教育学習プラン

校内研修のための ハンドブックその3



平成30年3月

和歌山県教育委員会

はじめに

人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であり、人権擁護の促進のためには、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるとして、国連は平成7年（1995年）からの10年間で「人権教育のための国連10年」と定め、これに引き続き、平成16年（2004年）12月の「人権教育のための世界計画」決議に基づき、翌年から、「初等中等教育における人権教育」、「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修」、「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修」と段階的に焦点を当てた事業が進められているところです。

わが国においても、平成12年（2000年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年（2002年）には、同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が取り組まれているところです。

平成28年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行されるなど、人権教育のさらなる推進が必要となっています。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に努めており、研修会の充実をはじめ、「人権教育学習プラン」指導者用資料集を刊行してまいりました。

今年度は、平成26年度、27年度に続いて、校内研修での活用に焦点をあて、「和歌山県人権教育研究推進事業」や「人権教育リーダー養成講座」の実践事例を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、学校全体としての組織的、計画的な人権教育推進の取組に活かされることを期待しています。

結びに、本実践事例集の発刊にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

和歌山県教育庁生涯学習局

生涯学習課人権教育推進室長 堂本 淳也

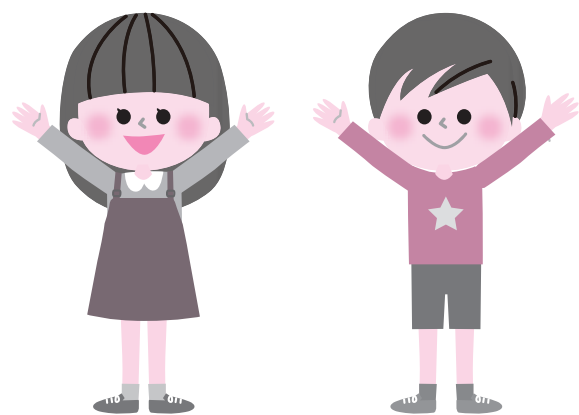
CONTENTS

はじめに

I . 活用にあたって	1	
1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行	3	
2 人権教育の指導方法等の改善・充実	4	
• 人権教育の充実をめざした教育課程の編成	4	
• 「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実	4	
人権教育の指導内容の構成及び指導方法について	5	
3 最近施行された人権に関わる法律について	6	
障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法		
4 掲載している学習活動例	8	
II . 校内研修を積極的に進めるために	9	
1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容	11	
2 校内研修を進めるに当たって Q & A	12	
3 人権尊重の視点に立った学校づくり	15	
4 人権教育とその他の教育活動との関連	16	
5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト	18	
6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト	22	
7 就学前における人権教育と校種間の連携について	23	
8 採用選考における統一用紙を活用した人権教育の進め方について	26	
III . 学校における実践事例	37	
1 小学校		
• にこにこえがおで つながろう	印南町立印南小学校	39
• 認め合って助け合おう ―多様性を知ろう―	橋本市立三石小学校	43
• 高齢者の人権～高齢者の方々との交流を通して～	和歌山市立貴志小学校	49
• 平等な社会の実現に向けて～渋染一揆から学ぶ～	新宮市立神倉小学校	55
2 中学校		
• 江戸しぐさから学ぼう	田辺市立新庄中学校	63
• わたしとあなたのいのち	海南市立下津第二中学校	69
3 高等学校		
• 同和問題に学ぶ	新宮高等学校	75
4 特別支援学校		
• 班別学習を通してお互いを知ろう ～交流及び共同学習を通して～	みくまの支援学校	87
IV . 参考資料	93	
(1) 和歌山県人権教育基本方針	94	
(2) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕概要	96	
(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力【参考】	97	
(4) 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について	98	

I.活用にあたって





1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行

県教育委員会では、各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の取組をより一層推進するため、平成19年度より毎年指導者用資料を刊行しています。

平成19年度、20年度には、全体計画、年間指導計画の作成・充実の取組を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—』、『人権教育学習プラン—実践事例集—その2』を刊行しました。

その後、各学校において効果的な教材の選定・開発や指導方法への関心が高まり、より具体的な学習教材・単元開発等の成果を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—その3』～『人権教育学習プラン—実践事例集—その6』を刊行しました。

平成26年度より、校内研修を積極的に進めていただけるよう、これまでの具体的な実践事例に加えて、指導内容・方法等に関する参考資料を掲載した『人権教育学習プラン校内研修のためのハンドブック』、『人権教育学習プラン校内研修のためのハンドブック その2』を刊行しています。



2

人権教育の指導方法等の改善・充実

人権教育の充実をめざした教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。その際、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。



「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実

「全体計画」は、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、「年間指導計画」は当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものです。これらの作成及び改善・充実に当たっては、全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として進めていく必要があります。

全体計画充実のための留意点

- ①児童生徒の実態や課題を明確にする。
- ②児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- ③各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- ④家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

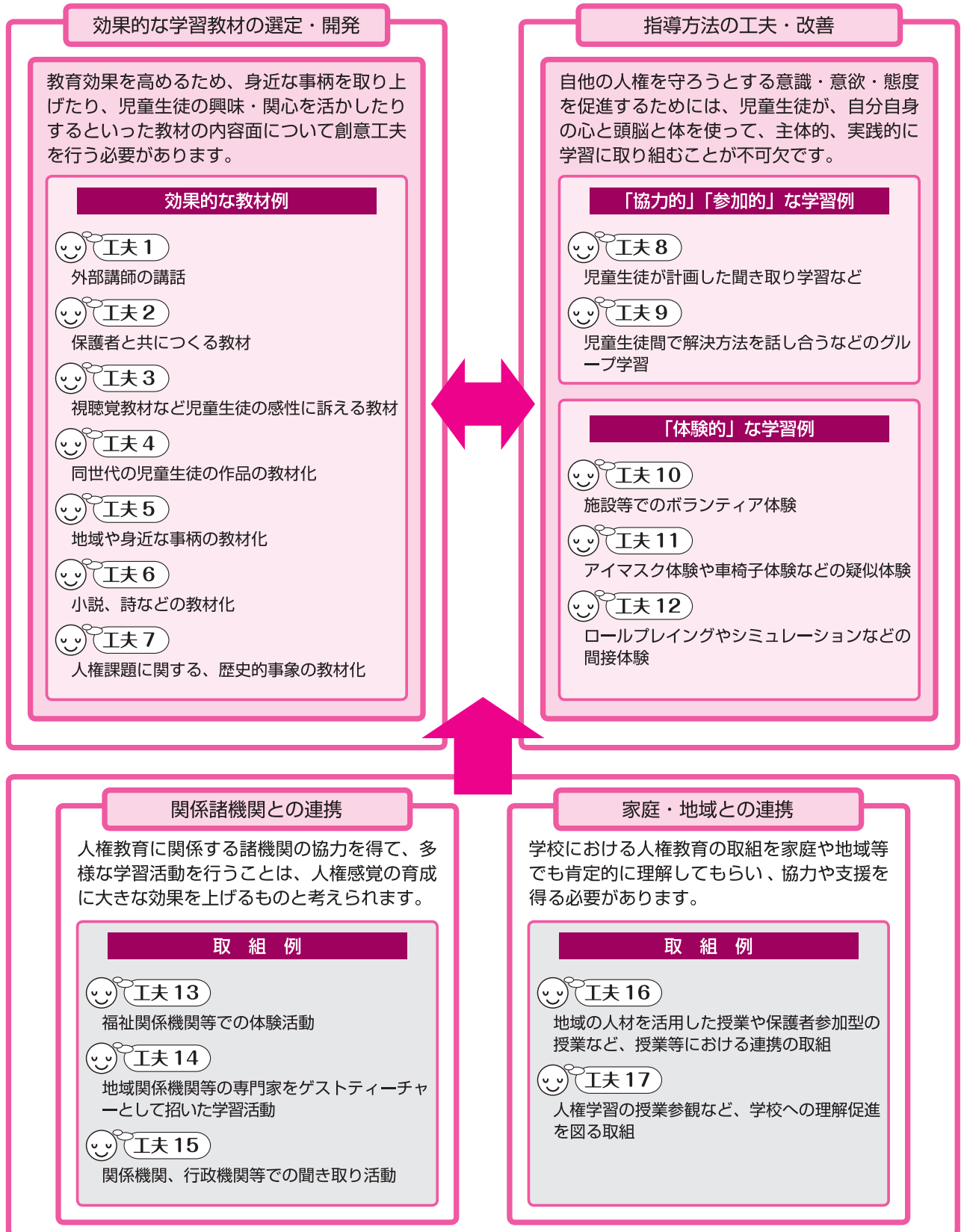
年間指導計画充実のための留意点

- ①全体計画に位置づけた目標等を踏まえたものにする。
(人権教育の取組と、全体計画に示した人権教育目標等との関連が明確になるよう工夫する)
- ②目標の具現化につながる各教科等の学習単元を位置づける。
- ③各教科等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- ④教科等を横断した学習単元を開発する。

人権教育の指導内容の構成及び指導方法について

多様な創意工夫の視点

人権教育の学習の効果を高めるためには、教材の内容面や指導方法等に創意工夫を行う必要があります。以下に多様な創意工夫の視点等を例示します。学校における人権教育の改善・充実に向けた取組の参考にしてください。



3 最近施行された人権に関わる法律について

和歌山県教育委員会では、「学校教育指導の方針と重点」において、以下の6つの課題を取り上げ、教育課題や取り組むべき内容を示しています。子供の発達段階に配慮しつつ、それぞれの地域や学校の実情に応じて、様々な人権課題に取り組むことが大切です。

〈重点的に取り組む人権課題〉

- 男女平等の問題に関する教育
- 子供の人権に関する教育
- 高齢者の人権に関する教育
- 障害者の人権に関する教育
- 同和教育
- 外国人の人権に関する教育

◎平成28年に3つの人権に関わる法律が施行されました。個別の人権課題の指導に取り組む際には、関係法令等に表れた考え方を正しく理解することが重要です。これらの法律の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して指導を行ってください。

【障害者差別解消法】

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年4月1日施行)

概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- 特別活動や総合的な学習の時間等において、体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組を充実させましょう。
- 学校においては、合理的配慮の提供は法的義務となります。障害のある子供がどのような配慮を必要としているのか、保護者を含めて教職員全体で理解を深めましょう。

【ヘイトスピーチ解消法】

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(平成 28 年 6 月 3 日施行)

概要

本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指したものです。

国等の責務と、基本的施策を定め、不当な差別的言動の解消を推進することを目的としています。

- 子供が、自国の文化や伝統等に対する認識の上に立って、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。
- 歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きる態度を育成しましょう。

【部落差別解消推進法】

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成 28 年 12 月 16 日施行)

概要

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

- 学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題に関する理解を促進させましょう。
- 教育及び啓発をするに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消につながるよう、その内容や手法等に配慮しましょう。

4 掲載している学習活動例

	学校種・学年	テーマ	単元名	育てたい資質・能力
1	小学校 第1学年	仲良く生活 する	にこにこえがおで つ なろう	価値的・態度的側面 （共生、自他の尊重） 技能的側面 （傾聴・コミュニケーション技能、 想像力・感受性）
2	小学校 第5学年	多様性	認め合って助け合おう ー多様性を知ろうー	価値的・態度的側面 （多様性） 技能的側面 （コミュニケーション技能、合意形 成、想像力）
3	小学校 第6学年	高齢者の人 権	高齢者の人権 ～高齢者の方々との交 流を通して～	知識的側面 （高齢者の人権課題、高齢者の人権 問題についての理解） 価値的・態度的側面 （他者を尊重しようとする 態度、課題解決に向けて取り組もうとする態度） 技能的側面 （他者の痛みを共感的に受容する想 像力）
4	小学校 第6学年	平等な社会 の実現	平等な社会の実現に向 けて～渋染一揆から学 ぶ～	知識的側面 （人権問題に対する科学的認識） 価値的・態度的側面 （課題解決に向けて取り組 もうとする態度） 技能的側面 （偏見・差別を見極める技能、不 合理的な差別に気づく技能）
5	中学校 第1学年	自他の尊重	江戸しぐさから学ぼう	知識的側面 （江戸しぐさにおける智慧） 価値的・態度的側面 （自他を尊重しようとする 態度、相手の立場を考えて行動しようとする意 欲・態度） 技能的側面 （想像力、コミュニケーション技能）
6	中学校 第3学年	自己尊重の 感情	わたしとあなたのいの ち	価値的・態度的側面 （人間の尊厳、自己につい ての肯定的態度、自他の価値の尊重） 技能的側面 （能動的な傾聴、コミュニケーション 技能）
7	高等学校 第1学年	同和問題	同和問題に学ぶ	知識的側面 （人権や主要な条例等の知識、人権 侵害等に関する知識、憲法等に関する知識） 価値的・態度的側面 （人間の尊厳、自己価値及 び他者の価値を感知する感覚、人権課題の解決 に向けて行動しようとする意欲や態度） 技能的側面 （コミュニケーション技能）
8	特別支援学校 中学部第1学年	共生	班別学習を通してお互 いを知ろう ～交流及び共同学習を 通して～	価値的・態度的側面 （他者理解、自己価値及び 他者の価値、責任、自尊感情） 技能的側面 （コミュニケーション技能、協力）

Ⅱ. 校内研修を積極的に進めるために



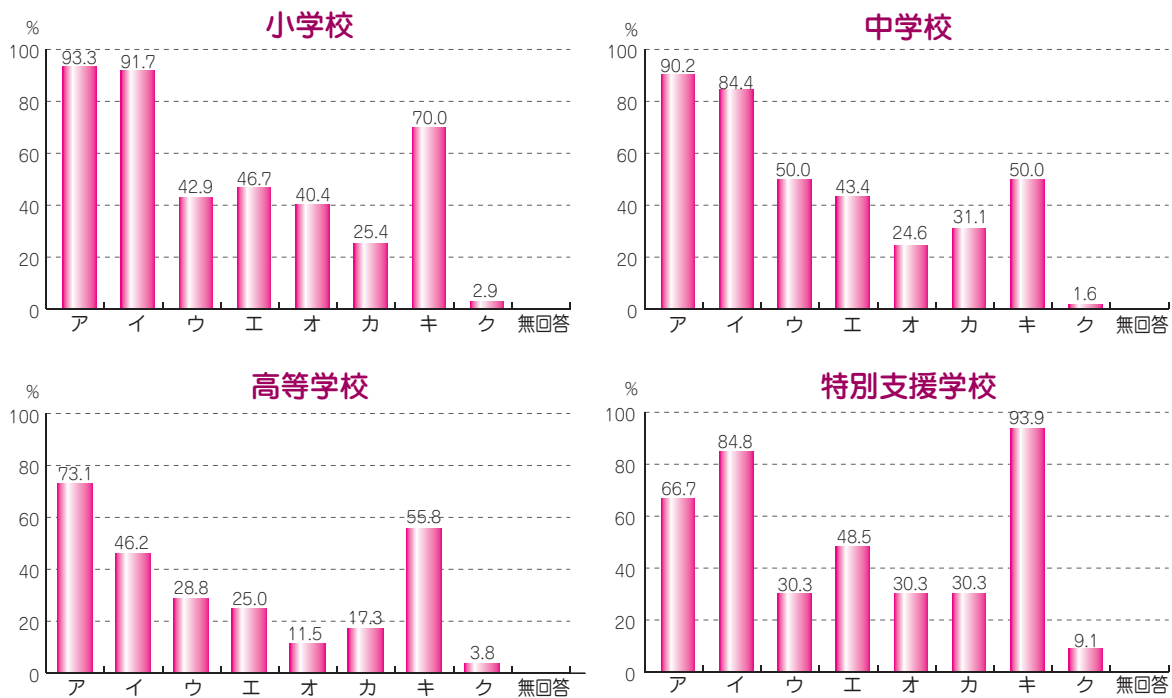


1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容

校内研修の充実

県教育委員会では例年、各学校における人権に関わる課題やその解決に向けた取組等、人権教育の推進状況を把握するため「人権教育の推進に関する調査」を実施しています。当該年度の人権教育の研修内容について、以下の項目を選択する様式で調査しました。（複数回答可）

- 〔項目〕
- ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
 - イ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
 - ウ 人権教育の教材に関する内容
 - エ 人権教育の指導方法等に関する内容
 - オ 家庭・地域との意見の交流等に関する内容
 - カ 地域の関係機関の役割、それらの機関との連携方策に関する内容
 - キ 教職員の人権意識を高める内容
 - ク その他



「ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容」、「イ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容」、「キ 教職員の人権意識を高める内容」を選択した学校の割合が高く、重点的に取り組む学校が多いと言えます。その一方で、「ウ 人権教育の教材に関する内容」「エ 人権教育の指導方法等に関する内容」を選択した学校の割合は、ア、イ、キを選択した学校の割合と比べて低くなっています。

人権教育を通じて育てたい資質・能力は、人権に関する知的理解の深まりと、人権感覚の高まりが、両輪となることで育まれます。そのためには、ア、イ、キと合わせて、ウ、エのような人権教育の指導内容や指導方法に関わる研修の充実を図ることも大切です。

2 校内研修を進めるに当たって Q & A

Q：研修時間を確保するためにはどのようにしたらいいですか？

A：まずは、研修を年間行事予定に組み込むことが大切です。

また、職員朝礼等の短い時間を利用した簡単な研修報告、個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の紹介なども効果的に行うことが有効です。

Q：研修内容はどのように選定したらよいのでしょうか？

A：まずは、目的を明確にすることです。「課題を把握するため」「理解を深めるため」「課題を解決するため」の3つの内容のどれに当たるのかを明らかにし、目的にあった研修内容を組み立てていく必要があります。具体的には次のような内容が考えられます。

職員朝礼や職員会議で

- 人権教育資料等の読み合わせ
- 研修報告
- 個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の情報提供
- 教員自身の言動を振り返るチェックシートの実施
- 教室環境の整備など、校内環境づくりにおける配慮の確認 等

現職教育で

- ゲストティーチャーによる講話
- 啓発映画の視聴
- 地域や家庭への啓発の在り方の検討
- 教職員の人権意識の向上をねらいとしたチェックリストの作成 等

教科会・分学会・学年会で

- 全体計画・年間指導計画の見直し
- 人権教育学習単元の開発 等

授業研究会で

- 教科等の授業における人権教育の視点についての協議・交流
- 知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面に関するバランスを踏まえた指導に関する協議
- 協力的・参加的・体験的な学習の導入に関する協議 等

Q：なぜ、人権教育に関する研修をするのでしょうか？

A：私たち教職員は、日々の教育活動をとおして、直接児童生徒とふれあいながら指導を行っています。児童生徒にとって、教職員のふるまいや言動は人権教育の環境そのものです。そのふるまいや言動に、決めつけや偏見が潜んでいないか、教職員自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。

そうしたことから教職員自らが人権に関する深い知的理解と、確かな人権感覚を身につけるために、繰り返し研修を行うことが大切です。

Q：研修の方法にはどのような方法がありますか？

A：「講義型」「参加体験型」の大きく2つに分けられます。以下のような特徴がみられます。

「講義型」

- 人権課題等専門的分野の知的理解と、問題解決への意欲を高めるためには、効果的、効率的である。

「参加体験型」

- 教える側、教えられる側という明確な区分がなく、参加者全員が、自分を振り返り、見つめ直しながら、それぞれの経験や知識を出し合う中で気づきを見つけていく。

Q：「参加体験型」の研修ではどのようなことに気をつけたらいいでしょうか。

A：どんなにすばらしいプログラムでも参加者に配慮しないで組み立てたものであれば、活発な意見が出てきません。その研修で参加者に何を考えてもらうのかというねらいがはっきりしていることが重要です。「楽しかった」ということに留まらず、参加者にどのような学びを得てもらうのかということをお大切にしてください。以下「参加体験型」の手法については、次のページを参考にしてください。

参加体験型学習の手法

K J 法

ブレインストーミングなどによって出されたアイデアや意見、収集された情報を一枚ずつ小さなカードに書き入れ、それらのカードをグループで討議しながら、共通するテーマごとに分類し、タイトルをつけ、整理していきます。

この手法により問題点が明らかになったり、グループの中の意見が明確になってくるというような効果があります。

また、出されたカードを一枚の紙の上で討議しながら整理していくことによって、それぞれの意見や情報の関係などについても考えることができ、そこからさらに創造的な問題解決につなげていくことができます。

シミュレーション

仮想的な現実を模擬的に作って、その中でそれぞれの立場や役割に応じた体験をすることを通して考える活動です。

体験する中で、その人はどのように感じ行動することができるのかということを考え、問題についての理解が深まります。

タイムライン

自分の体験や社会の出来事について、時間軸を使ってとらえていくことによって、自分の人生や社会の変革を振り返る手法です。

様々なテーマについて時間軸でとらえていくことで、過去から現在への流れを考えることができ、そこから発展して未来への展望を考えていくきっかけにもなります。

ディベート

一つの命題について、一定のルールに基づき、賛成、反対の立場からグループに分かれ、互いに意見を発表し、討議する活動です。

論理的な主張の展開、コミュニケーションや表現についての技術を身につけることができます。また、グループに分かれて実施することから、討議のための調査をしたり、作戦を立てたりするチームワークが重要になります。

勝ち負けを競うことを前提としていますが、応用として途中で賛成、反対の立場を交代することで共感を深めることもできます。

フィールドワーク

学習テーマに基づき、学習者自らが現場に赴き、調査や当事者からの聞き取りなど、情報収集を行いながら、表層的な情報だけではわからないことを、地域の中にある現実や歴史的な事実からつかみとっていき体験的な学びです。

フィールドワークでは、それぞれの現場で実際に生きた情報を参加者自身が集めたり、聴き取ったりすることで、参

加者が主体性を持ってそのテーマについて考えることができるようになるとともに、理屈だけではなく体験を通じて理解が深まります。

フォトランゲージ

一枚もしくは数枚の写真やイラスト、絵等の素材を使って、そこに写っているものや表現されているものをグループで読み取りながら話し合い、学んでいく活動です。

自分の中にある価値観や自分のものの見方について考えることができます。

ブレインストーミング

直訳すると「脳の嵐」ですが、会議や研修などで、参加者が思いつくままにアイデアや情報をどんどん出し合う活動です。

自由な発想や奔放なアイデアを大切にします。質より量、他人の意見の批判や批評はしない、他人の意見と組み合わせたり、他人の意見に自分の意見をくっつけたり、発展させることを奨励するといったことがルールになります。突拍子もないアイデアの中から創造性が生まれます。

ランキング

いくつかの意見や素材について優先順位をつけていく活動です。それぞれの課題に対する参加者の優先度を明らかにすることができます。個人でもグループでも行うことができ、ブレインストーミングなどと組み合わせることもできます。グループで行う場合は、討議の過程で、自分の意見を提起するとともに、自分と違う意見や価値観を受け止めていくことが重要で、グループの中での合意形成を行っていく中で大きな気づきが得られます。プロセスが重要であり、グループとして一つの結果を出していくことが必ずしも一番の目的ではありません。

はしご型ランキングやダイヤモンドランキングなどがあります。

ロールプレイ

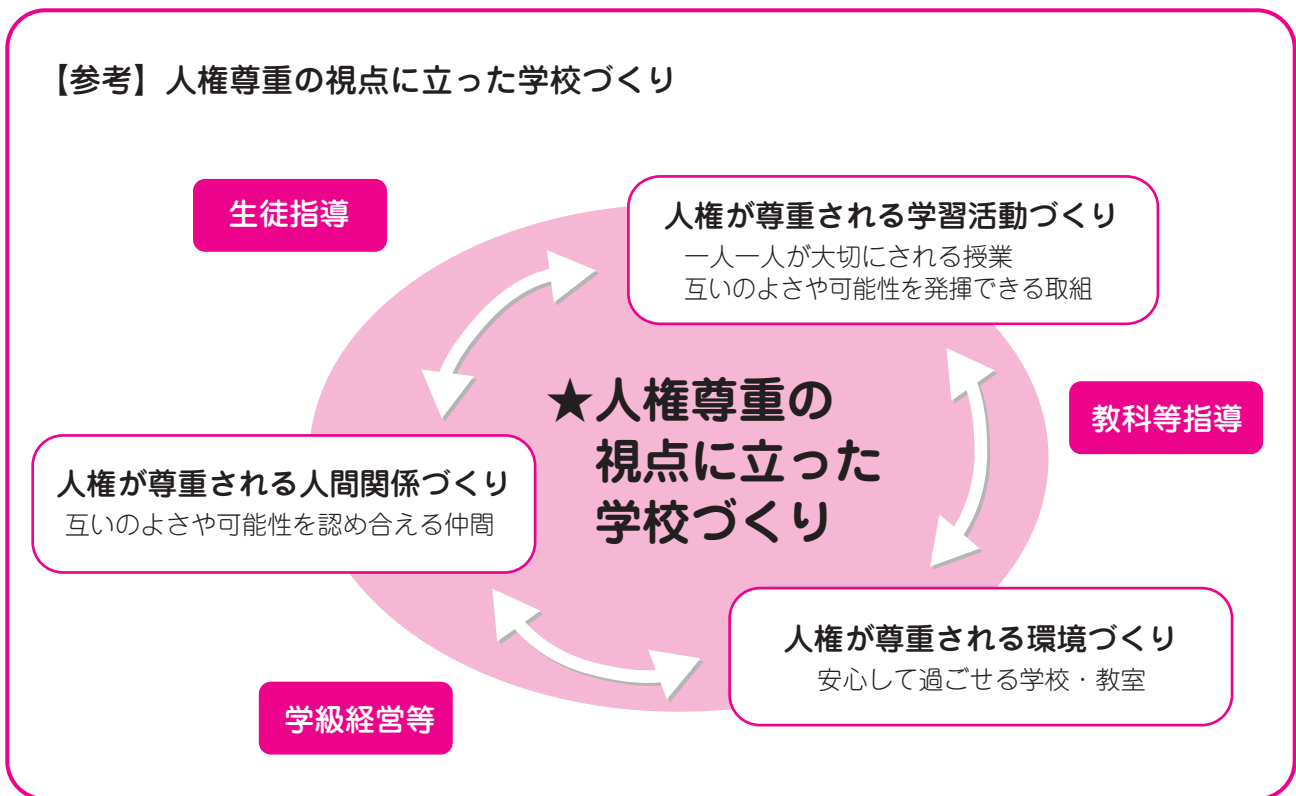
「役割を演ずる」という意味ですが、「役割劇」とも呼ばれます。学習のテーマにあわせて場面を設定し、参加者が様々な役割を演ずることで、そのテーマを具体的に考えたり、自分とは違う視点に気づいたり、自分とは違う立場の人への共感を得ることができます。

問題を話し合う導入等で実施する場合、すべての参加者が役割を演ずるのではなく、問題を具体的に考えるため演技する人と観察する人とに分かれることもあります。演技の上手・下手は関係ありませんが、真剣に演技することが大切です。また、学習前後のフォローが重要です。

3 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権教育を推進する上で、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心してすごせる場でない限りなりません。教職員は、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立って学校づくりを進めていく必要があります。

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕指導等の在り方編より一部抜粋

4 人権教育とその他の教育活動との関連

生徒指導

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権尊重の視点に立った生徒指導が求められます。
- 「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導援助に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。
- いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。

（「生徒指導提要」より一部抜粋）

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

（次期「小学校学習指導要領 第6章特別活動第1目標」より一部抜粋）

人権教育

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

(次期「小学校学習指導要領 第5章総合的な学習の時間第1目標」より一部抜粋)

道徳教育

道徳教育を進めるに当たっては、～(省略)～人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

(「高等学校学習指導要領 第1章総則」より一部抜粋)

キャリア教育

高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

(「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」より一部抜粋)

5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト

各学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の視点に立った学校づくりに努めていく必要があります。以下の点検項目を参考に、日頃の教育活動について点検を行いましょよう。

点検基準 A：十分 B：ほぼ十分 C：やや不十分 D：要改善

【推進体制】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって組織的、継続的に取り組む必要があります。

1－1 学校長を長とする人権教育推進のための校内組織を確立している。

1－2 全体計画・年間指導計画を作成し、それに基づいた取組をすすめている。

1－3 いじめ・不登校など児童生徒の人権にかかわる問題が発生したとき、学校全体の課題として速やかに対応するための組織をつくっている。

1－4 配慮や支援を要する児童生徒への支援について、共通理解を図っている。

1－5 人権教育の取組の評価を行い、その成果と課題を次の計画や次年度に生かしている。

【環境づくり】

学校や学級は一人一人の大切さが認められ、安心して過ごせる場とならなければなりません。すべての教職員が参画し環境整備に取り組む必要があります。

2-1 教職員間で自分の意見を自由に発言できる雰囲気がある。

2-2 人権への配慮に欠けた言動に気づいたとき、教職員間で指摘し合うことができる。

2-3 学校のバリアフリー化に努めている。

2-4 個人情報の保護について教職員間の共通理解が図られている。

2-5 年齢や性差による固定的な役割分担がない。

【教科等の指導】

教科等の指導においては、一人一人が大切にされる授業や互いのよさや可能性が発揮できる取組など、人権が尊重される学習活動づくりに努めなければなりません。そのため、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていく必要があります。

3-1 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し授業に生かしている。

3-2 一人一人が活躍する場や課題を工夫している。

3-3 協力して活動できる場を工夫し、互いのよさを認めあえるような場を設定している。

3-4 丁寧な言葉遣いをし、承認・賞賛・励ましの言葉をかけている。

3-5 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。

【生徒指導、教育相談、進路指導】

生徒指導、教育相談、進路指導においては、児童生徒の生活や学力、児童生徒の思いや保護者の願い、家庭環境等についても十分把握し、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行う必要があります。

4-1 一人一人の児童生徒の個性や抱える問題等を把握するための取組を日頃から行っている。

4-2 児童生徒の問題行動等については、要因や背景を多面的に分析し、一人一人の抱える問題等への理解を深めつつ適切な指導や支援を行っている。

4-3 児童生徒一人一人の自己実現に向け、必要な手立てや支援を講じている。

4-4 教育活動や日常生活の中で、一人一人の児童生徒の人権が尊重されているかどうかを的確に判断し対処できている。

4-5 児童生徒が自他のよさを認め合える人間関係を形成していけるよう、適切な指導や支援を行っている。

【教職員研修】

人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていく上で、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につける必要があります。

5-1 教職員の人権意識を高めるための研修を計画的に実施している。

5-2 児童生徒の実態や課題について共通理解を図り、課題解決にむけて取り組むための研修を実施している。

5-3 校外の人権研修に積極的に参加している。

5-4 校外の人権研修に参加した成果を、他の教員に伝える機会を設けている。

5-5 教職員の間で人権教育の実践の交流・評価が行われている。

【家庭・地域・関係諸機関等との連携】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、家庭、地域、関係諸機関等の人々に支えられてこそ、その効果が十分に発揮できます。日頃から家庭、地域、関係諸機関等と相互に情報を交換し合い、信頼関係を築いておく必要があります。

6-1 日々の児童生徒の様子や活動などを校外に発信するとともに、保護者や地域の声を受け止める双方向の関係になっている。

6-2 保護者が教職員に児童生徒のことを何でも相談できる雰囲気がある。

6-3 様々な機会をとらえて、家庭や地域の要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映している。

6-4 校種間の連携の場を設定している。

6-5 人権教育の充実を図るため、校外の人材を積極的に活用している。

6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト

	内 容	チェック
計 画 等	1 児童生徒の発達段階を踏まえた単元目標及び次目標を設定しているか。	
	2 単元目標及び次目標を達成できる学習内容になっているか。	
	3 児童生徒のつまずきや授業に期待していることを把握し、指導計画が立てられているか。	
	4 本時の目標は、本時の評価規準と整合しているか。	
	5 わかる楽しい授業となるような教材研究をしているか。	
展 開 等	6 授業の開始と終了の時刻を、教師自身が守っているか。	
	7 学習規律を守らせているか。	
	8 指名するとき、児童生徒によって呼び方を変えず、「〇〇さん」など公平な呼び方をしているか。	
	9 板書は、授業内容を構造的でわかりやすく示すものになっているか。	
	10 発問や指名が特定の児童生徒に偏らないように配慮しているか。	
	11 児童生徒が興味・関心をもてる導入ができているか。	
	12 授業のねらいが明確に示され、児童生徒と共有しているか。	
	13 児童生徒が学習の見通しをもつことができるようにしているか。	
	14 児童生徒にわかりやすい発問や指示を行っているか。	
	15 児童生徒に考える時間を保障しているか。	
	16 間違いや失敗を大切に学習を進めているか。	
	17 授業者主導ではなく、児童生徒の意見を授業の展開に反映させるなど、双方向の授業展開となっているか。	
	18 児童生徒一人一人の言葉を傾聴し、出された意見や活動に対し適切な評価（承認、賞賛、励まし等）をしているか。	
	19 児童生徒一人一人の学習状況や理解度に応じた指導・支援を行っているか。	
	20 授業内容がわからない児童生徒をそのままにせず、適切な指導・支援がなされているか。	
	21 児童生徒に「わかった」「できた」という達成感をもたせるように工夫しているか。	
	22 児童生徒が自己決定、自己選択するなど、主体的に活動できる場面を設けているか。	
	23 授業者の一方的な思いでなく、児童生徒が主体的に考え、判断し、表現する場面を確保しているか。	
	24 児童生徒が互いの良さを認め合える場面があるか。	
	25 振り返りの時間を確保し、児童生徒に学習の成果を自覚させているか。	

7 就学前における人権教育と校種間の連携について

幼稚園・保育所・認定こども園においては、人と関わっての遊びや動植物とのふれあいなどを通して幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。人権教育を進めるに当たっては、発達段階等を踏まえた指導や校種間（保育所等を含む。以下同じ）の連携が重要となります。

以下は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）」等を中心にまとめたものです。

1 子供の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校等（保育所等を含む。以下同じ）において人権教育に取り組むに際しては、子供が心身ともに成長過程であることに十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要です。

【参考】発達段階に即した人権教育の指導方法

幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より一部抜粋

2 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における人権教育に関連した内容等の例

（※人権教育は学校等の教育活動全体を通して推進されるものです。以下は幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容、保育所保育指針 第2章 保育の内容、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項の中から、人権教育とのかかわりのある主な内容を抜粋したもので、あくまで例示となります。）

ねらい及び内容

〔人間関係〕

①ねらい

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

②内容

- 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

3 校種間の協力と連携

子供は、幼稚園・保育所・認定こども園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長します。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠です。また、児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する関係職員の理解を深めるためにも、校種間の連携が必要です。

これらを踏まえつつ、校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業・保育公開、合同研修、子供の発達段階に配慮したカリキュラムの研究及び校種を越えての授業・保育研究の実施などを通じ、関係職員間の交流を進める体制を整えながら、指導内容や指導方法の工夫・改善、関係職員の指導技術の向上等をはかり、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが大切です。

また、人権教育の取組の一環として、異年齢の子供間の交流や、障害のある子供と障害のない子供との交流を深めるなど、校種間の交流活動を積極的に展開することは、大きな意義があります。相互交流の実施に当たっては、よりきめ細かな学習の円滑な実施のため、関係職員が、互いにその必要性や意義等について十分に理解し合うことが大切です。このような観点から、以下のポイント等も踏まえつつ、校種間の連携を推進することが重要です。

(1) 校種間連携の推進のポイント

- ①連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標等の設定
- ②校種間の交流会、授業・保育参観、研究発表大会等への積極的な参加
- ③校種間の合同授業・保育研究、合同職員会、情報交換会の実施
 - ※合同の取組等を実施していく上でのポイント
 - 子供の実態と教育課題（学力・生活等）についての共通理解
 - 系統性を保つための共通理解
 - 年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
 - 校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討
- ④特別支援学校（学級）との交流

(2) 校種間連携の取組例

具体的な活動例

- ①幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携
 - 町探検の学習で幼稚園や保育所、認定こども園を訪問して、一緒に遊ぶ。
 - 手作りおもちゃで遊ぶ集会等に園児を招待して一緒に遊ぶ。
- ②幼稚園・保育所・認定こども園と中学校の連携
 - 家庭科における保育実習の授業で、地域の幼稚園や保育所、認定こども園を訪問する。
 - 幼児との遊びの体験等を通じて、相互の交流を深める。

(3) 校種間連携のステップの例（交流、連携、接続）

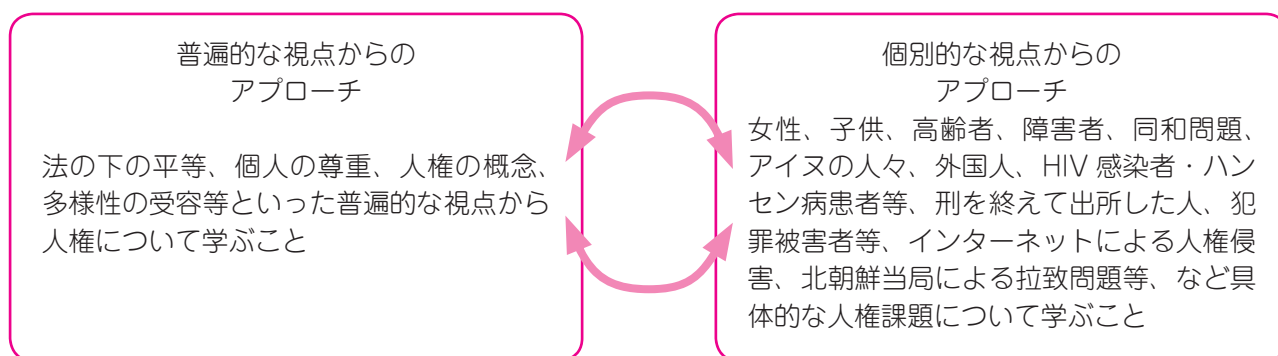
- ①行事を通しての子供の交流
 - 文化祭見学等
- ②日常の活動の交流
 - 授業体験、遊びやゲームを中心とした交流
- ③関係職員合同研修
 - 子供の実態交流、合同授業・保育研究会等
- ④年間を通しての連携、接続
 - 合同遠足など、様々な年間行事における連携
 - 関係職員間の授業・保育交流、カリキュラム検討委員会等

8 採用選考における統一用紙を活用した人権教育の進め方について

効果的な学習活動例

【採用選考における差別を考え、公平・公正な社会をめざそう】

人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられており、これらを組み合わせて学習することが効果的です。



ここでは、普遍的な視点からのアプローチとしての基本的人権と個別の視点からのアプローチとしての同和問題等に関連させることを通して、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決のために自ら取り組もうとする意欲や態度を養うことを目的とした学習活動例を紹介します。

1 対象者 高等学校及び特別支援学校高等部生徒

2 活動のねらい

採用選考における差別について考えることで、公平・公正な社会の在り方について理解を深め、その実現のために取り組もうとする意欲や態度を養う。

3 展開例

以下、①～④では、個人で考えたことをもとにグループで話し合いを行います。

各自の知識や経験等を出し合いながら主体的に学習に取り組み、就職差別に対する気づきを深めます。

- ① ワークシート1「就職差別 Q & A」について、不適切な質問だと思うものに個人で×を記入し、その理由を考えましょう。

就職差別 Q & A

次の①～⑪は就職試験時の面接の質問です。不適切な質問だと思うものには（ ）に×をつけて、その理由を [] に書きましょう。

① () 当社を選んだ理由・動機を教えてください。
[]

② () あなたの家族は何人ですか。皆さん健康ですか。
[]

③ () 高校で最も楽しかったことは何ですか。
[]

④ () クラブ活動は何をしていましたか。
[]

⑤ () あなたの尊敬する人はだれですか。
[]

⑥ () あなたの学校の特色を教えてください。
[]

⑦ () あなたの家は持ち家ですか。それともアパートですか。
[]

⑧ () あなたの趣味・特技について教えてください。
[]

⑨ () あなたの家の宗教は何ですか。
[]

⑩ () 仕事内容はいろいろありますが、どんな仕事を担当したいですか。
[]

⑪ () あなたの本籍地を教えてください。
[]

② グループになり、ワークシート1の記入項目で、×をつけたところ等について、お互いに理由をもとに話し合しましょう。

③ 「社用紙の例」(資料1)を見て、それぞれの項目にどう書くかを個人で考え(記入はしなくてよい)、「記入する必要がないと思う欄」や「不適切であると思われる欄」はないかを考えましょう。

資料1 社用紙の例

履 歴 書				写 真 • 30×40mm) • 6ヶ月以内撮影 • 上半身制服脱帽			
ふりがな 本人氏名							
旧 姓							
ふりがな 筆頭者氏名	㊦ 本人との続柄						
本 籍 地	県	市	町	番地			
現 住 所	県	市	町	番地			
連絡方法	— —			○自宅 ○呼出(様)			
年月日	学 歴 ・ 職 歴						
年月日	賞 罰						
年月日	資 格 免 許						
趣味・特技							
得意な学科		不得意な学科					
自己の性格の長所		自己の性格の短所					
クラブ活動							
読書の傾向		愛読書					
尊敬する人物		信仰宗教					
支持政党							
親友氏名		交友関係	男	女			
会社内の知人・先輩							
当社志望動機							
家族氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先・職種・部課)	身体状況	生死別理由
住居の実状	持家 借家 借部屋			居住地附近の地図			
家庭の収入	月平均 円						
資 産	家屋(坪) 田(反) 畑(反) 山林(町)						
上記の記載に誤りがあった場合は採用を取消されても異存ありません。							
保護者氏名 ㊦							

※社用紙

会社ごとに異なる様式の履歴書等のことで、かつて高校生が就職するとき、様々な個人情報を書き込むことが求められました。

④ グループになり、社用紙の例をもとに、不適切と考えた項目について理由も含めて話し合しましょう。

⑤ 採用選考についての基本的な考え方を理解しましょう。

ここでは、普遍的な視点からのアプローチとして、基本的人権についての理解を深めさせます。

採用選考は

ア 応募者の基本的人権を尊重すること

イ 応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

の2点を基本的な考え方として実施することになっています。

ア 応募者の基本的人権の尊重

- 日本国憲法（第22条）は、基本的人権の一つとして全ての人に「職業選択の自由」を保障しています。一方、雇用主にも、採用方針・採用基準・採否の決定など、「採用の自由」が認められています。しかし、「採用の自由」は、応募者の基本的人権を侵してまで認められているわけではありません。

日本国憲法 第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

イ 適正・能力による採用選考

- 「職業選択の自由」すなわち「就職の機会均等」とは、誰でも自由に自分の適性・能力に応じて職業を選択できます。
- 日本国憲法（第14条）は、基本的人権の1つとして全ての人に「法の下での平等」を保障しています。採用選考においても、この理念にのっとり、人種・信条・性別・社会的身分・門地などの事項による差別があってはならず、適正・能力のみを基準として行うことが求められます。

日本国憲法 第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（「平成29年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」を加工して作成）

- ⑥ 「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれのある 14 事項～（資料 2）〔平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして（厚生労働省）より一部抜粋〕をもとに、ワークシート 1 や社用紙の例で話し合ったことをグループで振り返りましょう。また、その中で出てきた意見をまとめ、全体に発表して共有しましょう。

グループでの話し合い（②、④）の中で気づいた点などを中心に振り返らせ、グループで出た意見をまとめさせます。その後、全体に発表することを通して、公平・公正な社会の在り方について理解を深めさせます。

資料 2 「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれのある 14 事項～

「採用選考時に配慮すべき事項」

～就職差別につながるおそれのある 14 事項～

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない事項の把握

- ①「本籍・出生地」に関する事
- ②「家族」に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ③「住宅状況」に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）
- ④「生活環境・家庭環境など」に関する事

本来自由であるべき事項〔思想信条にかかわること〕の把握

- ⑤「宗教」に関する事
- ⑥「支持政党」に関する事
- ⑦「人生観、生活信条など」に関する事
- ⑧「尊敬する人物」に関する事
- ⑨「思想」に関する事
- ⑩「労働組合・学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

採用選考の方法

- ⑫「身元調査」などの実施
- ⑬「全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

※本籍地や家族の職業などの「本人に責任のない事項」や、宗教や支持政党などの「本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること【日本国憲法 第 19 条 思想の自由、第 20 条 信教の自由】）」などは、就職差別につながる可能性が高いだけでなく、それらの事項を尋ねられたくない高校生にとっては、精神的な圧迫や苦痛となることが考えられます。

⑦ 適正な応募用紙の意義や成り立ちについて理解しましょう。

ここでは、⑤、⑥での学習を踏まえ、差別につながるおそれのある項目のない統一用紙の様式を確認するとともに、個別的な視点からのアプローチとして、同和問題を関連させることで、基本的人権及び個別の人権課題である同和問題についても知識や理解を深めさせます。

新規高等学校卒業予定者については、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会が協議して定めた「全国高等学校統一用紙〔近畿地方については『近畿高等学校統一用紙』（資料3)）』を使用し、雇用主が独自に作成する応募書類（社用紙）は使わないことになっています。

資料3 近畿高等学校統一用紙

履 歴 書		平成 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)	資 格 等 の 名 称
ふりがな		性別			
氏 名					
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (満 歳)				
ふりがな	〒				
現住所					
ふりがな	〒				
連絡先					
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)					
学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月				入学
	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
資 格 等	取得年月				
趣 味 ・ 特 技			校内外の諸活動		
志 希 望 望 の の 動 職 機 種					
備 考					

(近畿高等学校統一用紙 その2 平成28年度改定)

(「平成29年度 新規学校卒業業者等の採用と選考について〔和歌山県 和歌山県教育委員会 和歌山労働局〕より一部抜粋)

※統一用紙の意義や成り立ちについて

かつて高校生が就職するとき、会社ごとに異なる様式の応募用紙（社用紙）が用いられ、様々な個人情報を書き込むことが求められました。個人情報の中には、差別につながるおそれのある項目（「本籍地」「家族構成」「親の収入」など）が含まれており、それがもとで希望する企業に採用されないことがありました。また、社用紙に記載した本籍や、採用選考の際に提出させた戸籍抄本をもとに、身元調査が行われることもあり、出身地や居住地によって差別されるなど同和問題に関わる就職差別を受けることなどがありました。

これらの問題を解決するため、統一用紙の必要性が高まり、昭和46（1971）年、近畿地方で統一用紙が作成され、昭和48（1973）年には全国高等学校の統一用紙が使用されることになりました。統一用紙は、その後も、改正されています。

（参考1：P34 同和問題に関すること）

- ⑧ 採用選考に関して、様々な人権問題があることを理解し、公平・公正な社会を実現するためにはどのようなことが大切なのか、また、採用選考で不当な扱いを受けたと感じたとき、どうすればよいのかについて考え、ワークシート2に記入しましょう。

就職差別に関しては、同和問題、障害者の人権、女性の人権、高齢者の人権、外国人の人権等、様々な個別の人権課題と関連があります。参考2～5（：P34～36 障害者の人権に関すること、女性の人権に関すること、高齢者の人権に関すること、外国人の人権に関すること）を参考に、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえて、他の人権課題についても理解を深めさせます。その上で、公平・公正な社会を実現するためにはどのようにすればよいかを考えさせます。

また、実際に採用選考で不適切な質問や差別的な取扱い等を受けたと感じた場合には、どうすればよいのかについて具体的に考えさせるとともに、そのような質問等を受けた場合は、必ず教職員に報告させることが、差別をなくす取組につながることも理解させます。

自分にできることを考えよう

- 1 統一用紙ができた意義や成り立ちを学んで、どのように感じましたか。



- 2 採用選考で、不適切な質問や差別的な取扱いを受けたと感じた場合に、あなたはどのようにしますか。



- 3 公平・公正な社会を実現するために、どのようなことが大切だと思いますか。



参考 1 同和問題に関すること

同和問題の理解のために

○同和問題とは

昭和 40 年 8 月 11 日、同和対策審議会が内閣総理大臣に対して行った「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べられています。

○同和問題解決への取組み

こうした同和問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに、昭和 44 年以来 33 年間、特別措置法に基づき、地域改善の特別対策を行ってきました。その取組みについて、平成 8 年 5 月 17 日、地域改善対策協議会会長が内閣総理大臣と関係各大臣に対して行った「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された」とする一方、教育の問題、不安定就労の問題、産業面の問題など較差がなお存在している分野がみられることや、「差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している」ことなどが指摘されました。

○同和問題に係る差別の解消に向けて

平成 14 年 3 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された基本計画において、厚生労働省は「雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図られるよう指導・啓発を行う」こととされました。

一方、近年、同和問題を巡っては、情報化の進展に伴ってその差別に関する状況や態様に変化が生じていることから、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題に係る差別は許されないものであるという認識の下にこれを解消することが重要な課題となっています。

(「平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」より一部抜粋)

参考 2 障害者の人権に関すること

障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

平成 28 年 4 月より、障害者雇用促進法の改正を受け、全ての事業主において、募集・採用など雇用に関するあらゆる局面での障害者差別の禁止と合理的配慮の提供が義務となりました。

【障害者差別の禁止】

全ての事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、また、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別取扱いをしてはなりません。

募集・採用時の差別の例

- 単に障害者だからという理由で、障害者を募集の対象としないこと
- 単に障害者だからという理由で、障害者に対してのみ特定の資格を有することを応募要件とすること
- 採用基準を満たす者が複数名存在した場合に、その労働能力等に基づくことなく障害者でない者から順番に採用すること

【合理的配慮の提供】

全ての事業主は、「募集及び採用時において、障害者と障害者でない者との均等な機会を確保するための措置」「採用後においては、障害者と障害者でない者の均等な待遇の確保又は障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置」、いわゆる「合理的配慮」を提供しなければなりません。

募集・採用時の合理的配慮の例

- 視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- 聴覚障害・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

(「平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」を加工して作成)

参考 3 女性の人権に関すること

募集・採用における性別による差別の禁止

労働者の募集・採用において性別によって差別することは、男女雇用機会均等法第 5 条で禁止されています。

具体的な内容（平成 18 年厚生労働省告示第 614 号より）

- ①募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること
- ②募集・採用の条件を男女で異なるものとする
- ③採用選考において能力や資質の有無等を判断する場合にその方法や基準について男女で異なる取扱いをすること
- ④募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること
- ⑤募集・採用に関する情報提供について男女で異なる取扱いをすること

また、性別以外の事由を要件とする措置であっても実質的に性別を理由とする間接差別となるおそれのあるものについては、これを合理的な理由がない場合に講じることは男女雇用機会均等法第 7 条で禁止されており、その具体的な内容として次のような事項が男女雇用機会均等法施行規則第 2 条で定められています。

- ①募集・採用に当たって労働者の身長・体重・体力を要件とすること
- ②労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることを要件とすること

(「平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」を加工して作成)

参考 4 高齢者の人権に関すること

募集・採用における年齢制限の禁止

労働者の募集・採用に係る年齢制限の緩和については、これまで努力義務とされてきましたが、平成 19 年 10 月 1 日より、雇用対策法第 10 条に基づき、募集・採用における年齢制限が禁止されました。

このため、厚生労働省令で定められた例外事由（合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる場合）に該当するものでなければ年齢制限はできません。

（「平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」より一部抜粋）

参考 5 外国人の人権に関すること

外国人（在日韓国・朝鮮人を含む）の場合、採用選考段階において、応募者から「在留カード」や「特別永住者証明書」を提示させることは、応募機会が不当に失われたり、国籍など適性と能力に関係がない事項を把握することにより、採否決定に偏見が入り込むおそれがあります。就労資格の確認については、採用選考時は口頭による確認とし、採用内定後に「在留カード」の提示を求めるといった配慮が求められます。

（「平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして〔厚生労働省〕」より一部抜粋）

日本では、外国人を安価な労働力と見なす傾向が根強く残っており、外国人労働者が日本人と比べて不利な条件で雇用されているケースが少なくありません。

しかし、日本の労働法では国籍による差別を禁止しています。日本国内で働く限り、日本人・外国人に関係なく、たとえ不法就労者であっても、労働諸法令が適用される労働者なのです。

したがって、企業は外国人労働者の雇用に際し、適正な労働条件の確保に努めることはもちろん、主要条件を明記した「労働条件通知書」を交付する必要があります。さらに、必要に応じて、労働者の母国語で書かれた作業マニュアルを用意するなどの配慮も大切です。

長い間、日本社会で暮らしてきた在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や偏見も深刻な問題です。過去の歴史的経緯によって日本に永住している在日韓国・朝鮮の人々には、現在、就業に際しての法的な制限はありませんが、誤った認識や偏見などから在日韓国・朝鮮の人々の採用に消極的な企業は少なくありません。

また、採用にあたり、日本国籍の取得（いわゆる帰化）を強要されたり、日本名（通称名）の使用を強要されるといった事例も見受けられます（在日高麗労働者連盟「在日朝鮮人の就労実態調査—大阪を中心に—」）。こうした強要は、民族としての自覚と誇りを傷つけ、人権の侵害にもつながります。

（「企業における人権研修シリーズ 雇用と人権」 2010〔平成 22〕年 3 月発行 法務省委託 企画：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 制作：財団法人 人権教育啓発推進センター より一部抜粋）

Ⅲ.学校における実践事例





1 小学校

学校名	印南町立印南小学校		
単元名	にこにこえがおで つながろう	対象学年	第1学年

●単元目標

- 1 言葉の持つ大切さに気づかせ、コミュニケーション能力を育むとともに、友達と仲良く生活しようとする。
- 2 友達や自分のよさに気づき、いいところを見つけて伝え合うことによって、お互いに認め合おうとする。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>聞き上手・話し上手になろう</p> <p>●良好な人間関係を築くコミュニケーション能力を身につける。</p> <p><input type="checkbox"/> 2人1組になって聞き手と話し手の両方を体験する。</p> <p><input type="checkbox"/> 感じたことを発表する。</p>	1時間	学級活動
第2次	<p>あったかことばとちくちくことば</p> <p>●友達と仲良く生活するために、言葉が大切な役割を果たしていることに気づくことができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 悲しい気持ちになった言葉、うれしい気持ちになった言葉は、どんな言葉かを出し合う。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常で起こりうる場面についてロールプレイする。</p> <p><input type="checkbox"/> 言われた時の気持ちを交流し合う。</p>	1時間	道徳
第3次	<p>いいとこさがし</p> <p>●自分や友達のよさに気づき、いいところを見つけ伝え合うことによって、お互いを認め合う。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達のいいところをみつけてシートに書き込む。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達のいいところを発表し合う。</p> <p><input type="checkbox"/> いいところをみつけてもらってどんな気持ちかを発表する。</p>	1時間	道徳

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 良好な人間関係を築くコミュニケーション能力を身につける。

【育てたい資質・能力】

- 技能的側面（傾聴・コミュニケーション技能）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① めあてを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>ききじょうず・はなしじょうずになろう。</p> </div> <p>② 2人1組になって、話し手と聞き手を決める。</p> <p>③ 最近のうれしかったことや楽しかったことを話す。</p> <p>④ 役割を交代する。</p> <p>⑤ それぞれやってみた感想を出し合う。</p> <p>⑥ 同じテーマで2人組になって会話し、感想を出し合う。</p> <p>⑦ 学習の振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●聞き手には、2通りの聞き方をさせる。 ①話し手は、相手に聞いてもらうように一生懸命話し、聞き手は、聞いていないメッセージを送りながら全く聞かないように伝える。 ②話し手は、一生懸命話をし、聞き手は、しっかり聞いているということを全身で表してしっかり相手の話を聞くように伝える。 ●聞いてもらえなかった時と聞いてもらえた時の気持ちの違いに気づかせる。 ●どのような聞き方をすれば、お互いに気持ちよく会話ができるかを考えさせる。 ●聞き上手・話し上手になって、会話をさせる。 <p>◎ペアの友達と協力しながら、仲良く聞いたり話したりすることができている。【技能】</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 言葉によって、感じ方に違いがあることに気づいている。
- 友達と仲良く生活するために、言葉が大切な役割を果たしていることに気づくとともに「あったか言葉」を使おうとしている。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（共生）
- 技能的側面（想像力・感受性）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① めあてを知る。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>あったかことばをふやそう。</p> </div>	
<p>② 悲しい気持ちになった言葉、うれしい気持ちになった言葉を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子供から出た、悲しい気持ちになった言葉（ちくちく言葉）うれしい気持ちになった言葉（あったか言葉）を分類する。 ☆差別的な言葉が出てきた場合は、適切に指導する。
<p>③ 日常に起こりうる場面の絵を見て、ロールプレイをし、感じたことを伝え合う。</p> <p style="margin-left: 40px;">・一人でいる友達に ・給食のおかずをこぼしてしまった友達に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●絵を見せて体験を想起させる。 ●絵の中の子供役、「ちくちく言葉」役、「あったか言葉」役を交代でロールプレイする。 <p>◎言葉によって、感じ方に違いがあることに気づいている。 【技能】</p>
<p>④ ふやしたい「あったか言葉」を出し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「あったか言葉」を使うことで、心が温かくなったり、友達との関係がさらに良くなったりすることに気づけるようにする。 <p>◎「あったか言葉」や「ちくちく言葉」を言ったり言われたりした時の気持ちや、ふやしたい「あったか言葉」について、仲良く友達と考えている。 【価値態度】</p>
<p>⑤ 振り返りをする。</p>	

●第3次の学習活動


【ねらい】

- 自分や友達のよさに気づき、いいところを見つけて伝え合うことによってお互いを認め合おうとする。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（自他の尊重）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① めあてを知る。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>ともだちのいいところを見つけよう。</p> </div>	
<p>② グループの友達のいいところを書く。 <ワークシート> ・いつ、どんな「いいところ」があったのかを書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークシートの記入の仕方について具体的な例を示して説明する。 
<p>③ 友達の「いいところ」を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表する人は、みんなに聞こえる声の大きさを発表し、聞く人は、話す人の方を見て聞くようにさせる。 ◎友達のいいところや頑張っているところに気づき、互いに認め合おうとしている。 【価値態度】
<p>④ いいところをみつけてもらってどんな気持ちかを発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●友達にいいところを見つけてもらうといい気持ちになることに気づかせる。 ◎自分のよさを友達に認められ、自分にもよいところがあることに気づいている。 【価値態度】
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>にこにこえがおでつながろう。</p> </div>	
<p>⑤ 単元を通した学習の振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの学習を振り返り、友達と仲良く生活するためには、友達の話をしっかり聞いたり、あったか言葉を上手に使ったり、友達のよさを見つけたりすることが大切であることに気づかせる。

学校名	橋本市立三石小学校		
単元名	認め合って助け合おう ～多様性を知ろう～	対象学年	第5学年

●単元目標

- 1 一人一人、物事の考え方や感じ方に違いがあることに気づき、意見を尊重することができる。
- 2 相手の立場や心情を受け止めながら、コミュニケーションを図り、仲良く協力して生活しようとする。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
事前	<input type="checkbox"/> 学校生活で困ったことを、アンケートに記入する		朝学活
第1次	<p>広いところをもつことについて考えよう</p> <p>●自分と異なる立場や意見を尊重しようとする。</p> <input type="checkbox"/> 自分の意見を相手に伝えるとともに、相手の意見を受け止める。	1時間	道徳
第2次	<p>生きていくために必要なものを考えて交流しよう</p> <p>●アクティビティを通して、物事の考え方は人によってそれぞれ違いがあることに気づき、自分の考えを整理して伝えることができる。</p> <input type="checkbox"/> アクティビティ「新しい大陸に向けての航海」を通して、自分と意見が異なる友達との話し合いを行う。	1時間	特別活動
第3次	<p>困っている友達に声をかけてみよう</p> <p>●お互いの考え方の違いを認めながら、相手の立場に立って考え、コミュニケーションを図ろうとする。</p> <input type="checkbox"/> ロールプレイ等を通して困っている友達を見かけた時に、相手の事を考えて自分に何ができるか考える。 <input type="checkbox"/> 授業を振り返り、感想を書く。	1時間	特別活動
事後	<input type="checkbox"/> 授業後、1週間の期間で、困っている友達に対して、どのように関わられたかをワークシートに記録し、振り返りを行う。		終学活

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 自分と異なる立場や意見を尊重しようとする。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（多様性）
- 技能（コミュニケーション技能）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 広いところをもつことについて考えよう。 </div>	
<ol style="list-style-type: none"> ① 広いところとはどのようなことなのかを考える。 ② 読み物資料「ブランコ乗りとピエロ」（「道徳5年 きみがいちばんひかるとき」光村図書）を読む。 ③ どうしてピエロはサムを憎んでいたのかを考える。 ①個人で考える。 ②ペアで考えを伝え合う。 ④ どうしてピエロはサムを認めることができたのかを考える。 ①個人で考える。 ②ペアで考えを伝え合う。 ⑤ 広いところはどのようなことなのかを、再度考える。 ⑥ 学習を振り返り、感想を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な意見があることを評価し、同じ意見や異なる意見などを引き出すようにする。 <p>◎自分の考えを整理して伝えることができている。 【技能】</p> <p>◎自分と異なる立場や意見を尊重しようとしている。 【価値態度】</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- アクティビティを通して、物事の考え方は人によってそれぞれ違いがあることに気づき、自分の考えを整理して伝えることができる。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（多様性）
- 技能的側面（コミュニケーション技能、合意形成）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="border: 2px solid #e91e63; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">生きていくために必要なものを考えて交流しよう。</p> <p style="margin: 0;">アクティビティ「新しい大陸に向けた航海」(資料1)</p> </div>	
<ol style="list-style-type: none"> ① 新しい大陸で生きていく上で何が必要なのかを考え、「必要なものカード」をから選ぶ。(各自5枚) ② 4名のグループになり、自分はなぜその5枚のカードを選んだのかを説明する。 ③ グループで話し合い、みんなで持ち寄ったカードの中から3枚のカードを減らす。 (あと2回繰り返す。) ④ 授業を振り返り、自分と意見が異なった友達との関わりに視点を当て、感想を書く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ どうやって友達に意見を認めてもらったのか。 ・ どうやって友達の意見を認めたのか。 ⑤ 学習の振り返りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● カードの中に必要なものがない場合は、自由に記述させる。 ● 様々な意見、考えがあることを評価する。 ◎自分の気持ちや考えを相手に分かるように伝えることができる。 【技能】 ● 航海中の嵐により、みんなが持ち寄ったカードを減らさなければならない場面を設定(計3回)し、グループで話し合いを深めさせる。 ◎自分とは違う考え方や感じ方があることに気づき、受け入れ、尊重することができる。 【価値態度】 ◎話し合いを通して合意形成し、解決しようとしている。 【技能】

●第3次の学習活動

【ねらい】

- お互いの考え方の違いを認めながら、相手の立場に立って考え、コミュニケーションを図ろうとする。

【育てたい資質・能力】

- 技能的側面（想像力、コミュニケーション技能）

●展 開（1 時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 友達を助けた経験について話し合う。</p>	
<p>困ったり悲しんだりしている友達に声をかけよう。</p>	
<p>② 学習内容を知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校生活の中で、友達が困ったり、悲しんだりする場面をとりあげ、例として、実際に教員と児童とでロールプレイを行い、学習内容をイメージさせる。
<p>③ どのように友達と関わるのかを考えてワークシートに書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事前のアンケートから作成した場面設定をもとに、具体的に考えさせる。
<p>④ ペアになり、話し手、聞き手となってロールプレイを行う。(1回ずつ交代する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●聞き手は、困っている役になりきるように伝える。
<p>ロールプレイの流れ</p> <p>①話し手：「どうしたの？」</p> <p>②聞き手：「ドッジボールで上手くボールが投げられないんだ…」</p> <p>③話し手：「(自分が考えた言葉をかける)」 共感・励まし・手助け・共有等</p> <p>④聞き手：「(相づちや返答)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎（話し手）考えたことを自分の言葉で表現できている。 【技能】 ◎（話し手）相手のことを考えた関わりができています。 【技能】
<p>⑤ 話し手の意図と聞き手の感想を交流し、全体で発表する。</p>	
<p>⑥ 授業を振り返り、感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これから1週間の間、生活の場面で、困っている友達を見かけたときの自らの行動を記録するように伝え、終学活で振り返らせるようにする。

資料 1

アクティビティ 新しい大陸に向けた航海（学習の流れ）

（4人で1グループになる）

- ①これから船に乗って、新しい大陸へ出航しなければなりません。持ち物は一人5つしか持っていけません。「必要なものカード」（※）（カードの中になれば自由に記述）から1人5枚のカードを選んでください。（友達と相談してはいけません。）

個人でカードを5枚選ぶ。（必要なカードが無ければ、自由に記述する。）

- ②船は出航しましたが、途中で嵐にあいました。船が沈まないように持ち物を捨てなければなりません。

4人で話し合っ、持ち寄った20枚のカードから、3枚のカードを海に捨ててください。

グループで話し合い、カードを3枚減らす。

- ③2回目の嵐にあいました。4人で話し合っ、残っている17枚のカードから、さらに3枚のカードを海に捨ててください。

グループで話し合い、カードを3枚減らす。

- ④3回目の嵐にあいました。4人で話し合っ、残っている14枚のカードから、さらに3枚のカードを海に捨ててください。

グループで話し合い、カードを3枚減らす。

- ⑤新しい大陸に到着しました。

残っているカードや捨てたカードをもとに、グループで話し合ったことを振り返り、その時の思いなどをグループで共有してください。

グループで感想等を共有する。

※ 「必要なものカード」の一例

水	おやつ	マンガ	薬	ペット	衣服	時計
お金	本（小説）	携帯電話	アルバム	携帯ゲーム	布団	きれいな空気

参考 「コンパシット【羅針盤】子どもを対象とする人権教育総合マニュアル」（ヨーロッパ評議会・企画 福田弘・訳 財団法人 人権教育啓発推進センター）を参考に作成。

ワークシート

めあて 「困ったり、悲しんだりしている友だちに声をかけよう。」

A 「ドッジボールで、上手くボールを投げられないんだ…。」

●どのような言葉をかけますか。

B 「算数の問題で、〇〇のところがよく分からないんだ…。」

●どのような言葉をかけますか。

C 「友だちとけんかして、仲直りができないんだ…。」

●どのような言葉をかけますか。

D 「友だちに嫌なことを言われたんだ…。」

●どのような言葉をかけますか。

感想・振り返り

学校名	和歌山市立貴志小学校		
単元名	高齢者の人権 ～高齢者の方々との交流を通して～	対象学年	第6学年

●単元目標

- 1 体験的な交流を通し、高齢者について理解を深めさせるとともに、高齢者を尊重しようとする意欲や態度を育む。
- 2 高齢者の人権問題について学習することを通し、高齢者と共に生きていくために、自分たちにできることは何かについて考えることができる。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>高齢者との交流を深めよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者との交流や体験的な活動を通して、高齢者について理解を深めるとともに、高齢者の抱える課題について考える。 ● 高齢者の困り感を理解し、相手の立場に立って考え、行動することができる。 <p><input type="checkbox"/> 高齢者施設を訪問する計画を立てる。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者疑似体験キットを用いた体験を通し、高齢者の課題について考える。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症について理解する。</p>	4時間	総合的な学習の時間
第2次	<p>高齢者の思いを理解しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症についての理解を深めるとともに、高齢者の立場や状況を理解し、高齢者の気持ちに寄り添った行動をとろうとする。 <p><input type="checkbox"/> 高齢者との交流を振り返る。</p> <p><input type="checkbox"/> 道徳読み物資料「私も思っていた・・・」を読み、認知症になった高齢者の気持ちを考える。</p> <p><input type="checkbox"/> 絵本を読み、認知症の高齢者に対するイメージをふくらませる。</p>	1時間	道徳

第3次	<p>高齢者に対し自分たちにできることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者問題の解決に向けた様々な行政の取組について理解する。● 高齢者と共に生きていくために、自分たちにできることは何かについて考えることができる。 <p><input type="checkbox"/> 高齢者の人権問題について考える。 <input type="checkbox"/> 行政の取組について調べる。 <input type="checkbox"/> 自分たちにできることを考える。</p>	1 時間	特別活動
-----	---	------	------



●第1次の学習活動

【ねらい】

- 高齢者との交流や体験的な活動を通して、高齢者について理解を深めるとともに、高齢者の抱える課題について考える。
- 高齢者の困り感を理解し、相手の立場に立って考え、行動することができる。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（高齢者の人権課題）
- 技能的側面（他者の痛みを共感的に受容する想像力）

●展開（4時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 高齢者施設を訪問する計画を立てる。</p> <p>② 高齢者疑似体験キットを使って高齢者体験をする。</p> <p>③ 高齢者の困り感について話し合わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者との交流の仕方について、グループで話し合わせる。 ●耳の不自由な高齢者や身体が不自由な高齢者に対してどのように接したらよいかについて考えさせる。 ●社会福祉協議会の人に支援をお願いする。 ●高齢者の困り感に気づかせるとともに、高齢者の立場に立ち、どのような行動をとればよいかについて考えさせる。 <p>◎高齢者は、日常生活の様々な場面で、大変な思いをしていることに気づく。 【技能】</p>
<p>④ 高齢者施設を訪問（月1回）し、高齢者と交流を行う。</p> <p>⑤ 高齢者施設で働いている人に、仕事の内容や認知症について話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問の回を重ねるごとに、内容や対応の仕方を改善し、高齢者と円滑なコミュニケーションをとることができるように支援する。 ●介護の場面でどのような支援が必要かについて考えさせる。 ●高齢者に接する際は、高齢者の心身の状態を理解しておく必要があることに気づかせる。 <p>◎高齢者の抱える課題について理解している。 【知識】</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 認知症についての理解を深めるとともに、高齢者の立場や状況を理解し、高齢者の気持ちに寄り添った行動をとろうとする。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（他者を尊重しようとする態度）
- 技能的側面（他者の痛みを共感的に受容する想像力）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 高齢者施設での交流を振り返る。</p> <p>② 読み物資料「私も思っていた…」(「小学校道徳 新生きる力⑥」日本文教出版〔平成28年度版〕)を読み、心に残ったところを話し合う。</p> <p>③ おじいちゃんに対する見方がなぜ変わったのかについて話し合う。 グループ→全体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">意見シート 「どうして、わたし のおじいちゃんに 対する見方が変わった のでしょうか。」</p> </div> <p>④ 絵本「ばあばは、だいじょうぶ」(楠 章子作、いしい つとむ 絵、童心社)の話を聞く。</p> <p>⑤ 感想を書き、振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者施設へ初めて行った時の不安や戸惑いについて話し合わせ、学習への方向づけをする。 ● 気持ちの変化の様子がわかるように、板書や掲示物を工夫する。 ● 主人公の行動が、以前とどう変わったのか、しっかり押さえることで、中心発問の話し合いに深まりをもたせる。 ● 各自で意見シートに考えを記入させたうえで、グループで話し合わせる。 ● 交流体験での高齢者の様子を思い起こし、認知症になった高齢者の思いに気づけるようにする。 <p>☆認知症になった高齢者の気持ちを理解せず、ステレオタイプ的見方をしていた主人公の心情の変化を、自らのこととして考えさせる。</p> <p>◎認知症になった高齢者の思いを受け止めている。 【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 絵本を通して、認知症になった高齢者に対するイメージをふくらませ、介護される側の高齢者の気持ちや立場を理解できるようにする。 <p>◎高齢者の立場や状況を理解して、高齢者の気持ちに寄り添った行動をとろうとする。 【価値態度】</p>

●第3次の学習活動

【ねらい】

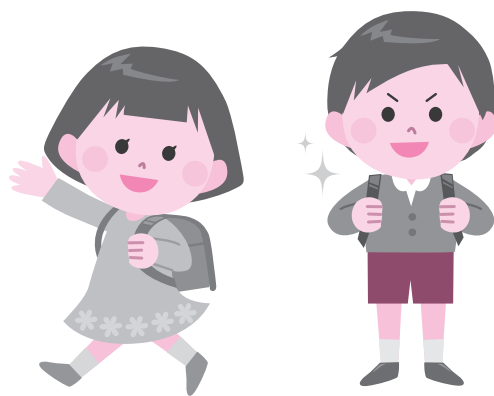
- 高齢者問題の解決に向けた様々な行政の取組について理解する。
- 高齢者と共に生きていくために、自分たちにできることは何かについて考えることができる。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（高齢者の人権問題についての理解）
- 価値的・態度的側面（課題解決に向けて取り組もうとする態度）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
① 高齢者の人口について調べ、課題意識を持つ。	●高齢者の人口比率の推移から、今後の課題について考えさせる。
② 高齢者の人口比率が増加することによって生じる問題について話し合う。	●これまで、学習してきたことを思い起こさせ、高齢者が社会生活を送る上で、課題となってくることについて考えさせる。
③ 高齢者の人権問題について考える。	●高齢者に対する身体的・精神的な虐待等、高齢者の人権問題について、理解を深めていくことが必要であることを理解させる。
④ グループごとに、市町村・県・国等が行っている対応について調べたことをまとめて発表する。	●事前に図書館やインターネット等から情報を収集させておく。 ◎高齢者を支援し、擁護するために活動している機関等について理解している。【知識】
⑤ 自分たちにできることについて話し合う。	●高齢者の人権問題の解決に向け、高齢者と共に生きていくために、どのように行動していけばよいかについて具体的に考えさせる。 ◎人権課題の解決に向けて自分たちができることを考えている。【価値態度】



学校名	新宮市立神倉小学校		
単元名	平等な社会の実現に向けて ～渋染一揆から学ぶ～	対象学年	第6学年

●単元目標

- 1 「ちがい」について考えることを通して、社会には偏見や差別につながる「ちがい」があることに気づき、差別解消に向けた視点を持つことができる。
- 2 渋染一揆を学ぶことを通して、平等な社会の実現には「お互いに協力すること」が大切であることを理解し、仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>アクティビティ「ちがいのちがい」</p> <p>●「ちがい」について考えることを通して、社会には偏見や差別につながる「ちがい」があることに気づき、差別解消に向けた視点を持つことができる。</p> <p>□4つの事例について、「あってよいちがい」なのか、「あってはならないちがい」なのかを考える。</p> <p>□グループおよび全体で話し合い、偏見や差別につながる「ちがい」について整理する。</p> <p>□活動を振り返り、感想を書く。</p>	1時間	道徳
第2次	<p>渋染一揆について知る</p> <p>●渋染一揆が起きた時代背景や経過を学ぶことによって、不合理な差別を民衆の力で乗り越えようとした人々がいたことを知る。</p> <p>□「アニメーション 渋染一揆」を視聴する。</p> <p>□渋染一揆が起きた背景や経過についてまとめる。</p> <p>□「別段御触書」と「嘆願書」を読み、気づいたことを話し合う。</p> <p>□学習を振り返り、感想を書く。</p>	1時間	社会科

<p>第3次</p>	<p>渋染一揆から学ぶ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 渋染一揆が成功した理由を考えることを通して、平等な社会の実現には「お互いに協力すること」が大切であることを理解し、仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。 </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 前時の学習を振り返る。 □ 渋染一揆が成功した理由について考える。 □ グループで考えを伝え合う。 □ 全体でまとめる。 □ 学習をふり返って、今後自分の生活に生かしていきたい言葉を選び、その理由を書く。 	<p>1 時間</p>	<p>社会科</p>
------------	--	-------------	------------

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 「ちがい」について考えることを通して、社会には偏見や差別につながる「ちがい」があることに気づき、差別解消に向けた視点を持つことができる。

【育てたい資質・能力】

- 技能的側面（偏見、差別を見極める技能）

●展 開（1 時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 4つの事例について、「あってよいちがい」なのか、「あってはならないちがい」なのかを個人で考える。 (ワークシート①)</p> <p>② グループおよび全体で話し合い、偏見や差別につながる「ちがい」について整理する。</p> <p>③ 活動を振り返り、感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業のはじめに、3つのルールを示す。 ①参加する ②しっかり聴く ③秘密を守る ● なぜそう思うのかという理由についてよく考えさせる。 ● 友達の考えをしっかり聴くことを伝える。 ● グループ内で意見が分かれた時は、無理に結論を出そうとせず、全体で考えたい課題として提案させる。 <p>☆外国に縁のある児童が在籍していることに配慮し、当事者の気持ちを大切にしながら、慎重かつ前向きに話し合いが進むように支援する。</p> <p>◎社会には偏見や差別につながる「ちがい」があることに気づくことができる。【技能】</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 渋染一揆が起きた背景や経過を学ぶことによって、不合理な差別を民衆の力で乗り越えようとした人々がいたことを知る。

【育てたい資質・能力】

- 技知識的側面（人権問題に対する科学的認識）
- 技能的側面（不合理な差別に気づく技能）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 前時の学習をふり返し、渋染一揆が起きた頃の社会の様子をつかむ。</p> <p>② 渋染一揆について知る。 ・「アニメーション 渋染一揆 一明日に架ける橋一」（企画／岡山県・岡山県教育委員会、制作／東映株式会社）を視聴する。 ・渋染一揆の背景や経過についてまとめる。</p> <p>③ 「別段御触書」の内容を知り、気づいたことを話し合う。（資料①）</p> <p>④ 「嘆願書」の内容を知り、気づいたことを話し合う。（資料②）</p> <p>⑤ 学習を振り返り、感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教科書記述をもとに、江戸時代後半の社会の様子を「新しい時代に向けた動き」としてとらえさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・百姓一揆、打ちこわしの増加（飢饉・増税） ・新しい学問の広がり（蘭学・国学） ・ペリー来航 ・幕府や藩の力の弱まり ● 渋染一揆の背景や経過について、アニメーションと教科書記述を参考にしながらまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「儉約令」が出された背景 ・「別段御触書」を受けて、差別されている人々がとった行動 ・「嘆願書」の提出 ・渋染一揆の結末 <p>☆児童の「気づき」を「不合理な差別」との関連から押さえさせる。</p> <p>☆「嘆願書」の書きぶり、差別されている人々の思い、くらしぶり、別段御触書の不当性などをとらえさせる。</p> <p>◎渋染一揆が起きた時代的背景や経過について正しく理解する。 【知識】</p> <p>◎不合理な差別に対して撤回を求めて立ち上がり、阻止した人々がいたことに気づいている。 【技能】</p>

●第3次の学習活動

【ねらい】

- 渋染一揆が成功した理由を考えることを通して、平等な社会の実現には「お互いに協力すること」が大切であることを理解し、仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（課題解決に向けて取り組もうとする態度）

●展 開（1 時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 前時の学習をふり返る。</p> <p>② 本時のめあてを知る</p>	<p>● 前時の感想文を配付し（無記名）、児童の気づきや疑問などをみんなで共有し、本時のねらいに迫る資料として活用する。</p>
<p>渋染一揆が成功した理由について考えよう。</p>	
<p>③ 渋染一揆は何をもって「成功」といえるのかを全体で確認する。（ワークシート②）</p> <p>④ 渋染一揆が成功した理由について考え、各自で付箋に書く。</p> <p>⑤ グループで考えを出し合い、クラゲチャートにまとめる。</p> <div data-bbox="264 1420 619 1682" style="text-align: center;"> </div> <p>⑥ 全体で考えを持ち寄り、大きなクラゲチャートにまとめる。</p> <p>⑦ 今日の学習を振り返って、これから自分が一番大切にしたい言葉を1つ選び、理由を書く。</p>	<p>● 渋染一揆は、差別を受けていた民衆が、「儉約令」とは別に出された「別段御触書」の撤回を求めた運動であったことを確認し、「別段御触書を実行させなくした」ことを押さえる。</p> <p>● 考えを書きにくい児童には、具体的な文章を指し示し、気づきを促すようにする。</p> <p>● グループで導き出す言葉は1つとは限らないことを伝える。また、思いつかないグループには、各自の考えから中心になる言葉を抜き出すように助言する。</p> <p>・クラゲの頭・・・グループで導き出した言葉 ・クラゲの足・・・付箋に書いた個人の考え （参考 ワークシート②）</p> <p>● 渋染一揆の成功要因をグルーピングしながら本時のねらいに迫る。</p> <p>☆これからの歴史を作っていく主役は自分たち一人ひとりだと伝え、自分に向き合って考えさせる。</p> <p>◎差別のない社会を築くために、仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。 【価値態度】</p>

— 渋染一揆について知ろう —

検約令は 29 か条ありました。その中の最後の 5 か条【別段御触書】（資料①）は、百姓や町人とは別に差別されてきた人々に対して出されたものです。差別されてきた人々は、このような差別はがまんできないと【嘆願書】（資料②）を出しました。

資料①【別段御触書】の一部

- 着る物は、紋無しで、渋染か藍染に限る。しかし、当分の間は、今あるそまつな木綿着なら許す。ただし、紋付きを着てはいけない。
- 雨天のとき、隣の家や村内の友達の家に行くときには、泥足では相手も迷惑だろうから、くりの木のげたをはいてもよい。しかし、知り合いの百姓に出会ったら、げたをぬいでおじぎをしなさい。他村など遠方へ行くときには、げたをはいてはいけない。
- 年貢をきちんと納めている家の女性に限って、そまつな雨傘をさすことを許す。

資料②【嘆願書】の一部

- このたび検約令を出された上に、私たちには別のお触れを出され、私たち一同、大変困っております。
- 私たちのなかには、村役人として盗賊や強盗のたいほにあたる村はありますが、それ以外の者たちも、たくさんこの命がけの仕事にあたっています。それなのに、すぐにわかる服装をしていたのでは、盗賊の方が先に私たちを見つけてしまい、とらえることもできなくなってしまいます。
- 私たちは、農業にはげみ、年貢も多く納めることを手がらと考えてきました。自分たちがもっている田畑の年貢はもちろん、百姓が捨ててしまった田畑も引き受けて耕し、その年貢も納めてきました。そんな田畑ですので、凶作の時にはたちまち年貢が納められなくなります。そんな時には、日雇いや草履、わらじ作りなどを、昼も夜もやって年貢を納めてきました。そうしなければ、荒地がますます増え、お殿様がお困りになるからです。
- 紋の付いた衣類を着てはいけないということですが、これは新しく作った物ではなく、多くは古着を買い求めているために紋が付いているのです。私たちは生活に困っておりますので、安いものを買って、着物一枚でも年貢に当てているのです。どのようなことで、このようなご命令を出されたのでしょうか。
本当になげかわしいことでございます。

* 資料①②は、指導者が様々な資料をもとに、教材として作成したものです。

ワークシート①

ちがいのちがい

() 年 () 組 名前 ()

めあて

ちがいについて考えを伝え合おう。

あっていいちがいには「○」、あってはならないちがいには「×」、どちらともいえないのは「?」を書き入れましょう。

	自分の 考え				グループ の考え
1. 家で妹は食事の後片付けを言いつけられるが、兄は何も言われない。					
2. 上田さんは一人で電車に乗って旅行に行けるが、車いすに乗っている山田さんは一人で電車に乗れない。					
3. 日本では子供は小学校に通っているが、10才の子供が働いている国もある。					
4. 日本では食事の時に、はしを使うが、指を使って食事をする国もある。					

学習をふりかえりましょう。

ワークシート②

() 年 () 組 名前 ()

めあて

渋染一揆が成功した理由について考えよう。

1. 自分の考えをふせんに書きましょう。
※考えた文は「～から」で結ぶこと。

😊 資料①②、ワークシート、感想文を参考にしよう。



2. グループで「言葉」を考えて、クラゲチャートにまとめましょう。

😊 言葉が思いつかない時は、各自の考えからぴったりの言葉を選ぼう。

3. みんなで考えをまとめましょう。

4. 今日の学習をふり返し、これからあなたが一番大切にしたいと思う言葉は何ですか。1つ選んで、理由も書きましょう。





2 中学校

学校名	田辺市立新庄中学校		
単元名	江戸しくさから学ぼう	対象学年	第1学年

●単元目標

- 江戸しくさの学びから、互いを尊重し合い、思いやりの心をもって接していくことの大切さに気づくことができる。
- 自分たちができる思いやりの行動を考え、積極的に集団生活の中で実践していこうとする意欲をもつことができる。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>江戸しくさから学ぼう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●江戸しくさを知り、互いを尊重し合い、思いやりの心をもって接することで、人々が気持ちよく生活できることに気づかせる。 <p><input type="checkbox"/>江戸しくさの絵を見て気づいたことを発表し、どんな配慮をしているのかを考える。</p> <p><input type="checkbox"/>江戸時代の背景について知る。</p> <p><input type="checkbox"/>江戸に住む人たちが、なぜ江戸しくさを大切にしたのかを考える。</p>	1時間	道徳
第2次	<p>日常生活でできることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活でできる、相手を思いやる心や行動について考える。 <p><input type="checkbox"/>日常生活の様々な場面から思いやりが必要な場面を考える。</p> <p><input type="checkbox"/>自分がとれる行動とその背景となる思いやりの心を考える。</p> <p><input type="checkbox"/>グループで意見を持ち寄り、一つの場面を取り上げて役割演技を行う。</p>	1時間	道徳
第3次	<p>考えた行動をポスターで表現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分たちで考えた行動のポスターを作成し、校内に発信する。 <p><input type="checkbox"/>考えた行動のポスターを作成する。</p> <p><input type="checkbox"/>作成したポスターを、クラスで発表する。</p> <p><input type="checkbox"/>ポスターを校内に掲示し、他のクラスや学年に発信する。</p>	1時間	特別活動

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 江戸しぐさを知り、互いを尊重し合い、思いやりの心をもって接することで、人々が気持ちよく生活できることに気づかせる。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（江戸しぐさにおける知恵）
- 価値的・態度的側面（自他を尊重しようとする態度）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 江戸しぐさの絵を見て気づいたことを発表する。 ・江戸しぐさの図 絵本「江戸しぐさから学ぼう」（秋山浩子文、伊藤まさあき 絵、汐文社）を参考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●なぜ、このような行動をとっているのかを考えさせる。 ●どのような配慮をしているのかを考えさせる。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">江戸しぐさから学ぼう。</div>	
<p>A かた引き B こぶし腰うかせ C さしのべしぐさ D うかつあやまり</p> <p>② 江戸しぐさが生まれてきた時代の背景について考える。</p> <p>③ 江戸に住む人たちが、なぜ江戸しぐさを大切にしているのかを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●さりげない気づかいであることに気づかせる。 ●思いやりの心も持って行動することで、お互いが笑顔になれることに気づかせる。 ●江戸しぐさは、時と場合に応じた「相手を思いやる行動」であることを知る。 <p>◎互いに尊重し合って行動することのよさに気づいている。 【価値態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史を振り返らせ、江戸の人口や人々の暮らしぶり等、その背景を考えさせる。 ●江戸の人口が140万人にも達したため、江戸時代の庶民が、互いに居心地良く生活できるよう努力してきたことを知らせる。 <p>◎江戸の人々が、江戸しぐさを通した「思いやりの行動」を大切にしながら、よりよい人間関係を築こうとしていたことを理解している。 【知識】</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 日常生活でできる、相手を思いやる心や行動について考える。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（自他を尊重しようとする態度）
- 技能的側面（想像力）

●展 開（1 時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 前時で学んだ江戸しぐさを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●場面を想像させるために、絵を提示するとともに声掛けを工夫する。 ●2人でペアになり、挿絵から、どのような場面かを話し合う。 ●江戸しぐさから学んだことを振り返らせる。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>日常生活で、できることを考えよう。</p> </div>	
<p>② 日常生活で、困った場面や迷惑な場面について考え、発表する。 ＜ワークシート＞</p> <p>③ その場面で、自分がとれる行動とその背景となる思いやりの心を考えよう。</p> <p>④ グループで話し合い、一つの場面を取り上げて、役割演技をする。</p> <p>⑤ グループで考えた場면을役割演技を通して発表する。</p> <p>⑥ 感想を書いて振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で思いやりが必要な場面を考えさせ、ワークシートに記入させる。 ●江戸しぐさから学んだことを参考に、現代の生活でもできることを考えさせる。 ●その時の「場面・心情・行動」を考えさせる。 ◎相手の気持ちを想像し、自分がとれる行動をすることができる。 【技能】 ●グループで協力して、役割演技をさせる。 ●他のグループのよいところを発表する。 ●役割演技を通して、思いやりの行動をしてもらった時の自分の気持ちの変化に気づかせる。 ●気づいたことや、分かったこと等を振り返らせ、これからの日常生活へつなげられるよう意識させる。 ◎日常生活において、相手を思いやり、相手の立場に立った行動をとろうとしている。 【価値態度】

●第3次の学習活動

【ねらい】

- 自分たちで考えた行動のポスターを作成し、校内に発信する。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（相手の立場を考えて行動しようとする意欲・態度）
- 技能的側面（コミュニケーション技能）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<ul style="list-style-type: none"> ① グループで考えた行動をポスターにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●イラスト等を工夫し、友達と協力してポスターを作成させる。 ●学校生活でみんなに取り組んでもらいたい「行動」について考えさせる。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>考えた行動をポスターで表現しよう。</p> </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ② 作成したポスターをグループごとに発表する。 ③ ポスターを校内に掲示し、他のクラスや学年に発信する。 ④ 学習の振り返りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●なぜ、この場面を選んだのかについて理由を発表する。 ●日常生活で自分にできる相手を思いやる行動について考えながら発表をきかせる。 <p>◎自分たちが考えた行動を、作品や発表を通して表現できる。 【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他のグループのポスターを見て、集団生活をより円滑にするために、日頃の生活のどんな場面で行動すればよいかについて考えさせる。 <p>◎日常生活で、相手を思いやり、相手の立場に立った行動をとろうとしている。 【価値態度】</p>

ワークシート

江戸しくさから学ぼう ～日常生活でできること～

年 組 番 名前 _____

☆ 1、日常生活の様々な場面から相手を思いやる心と行動を考えよう。

日常生活で思いやりが必要な場面（迷惑な場面、困っている場面）

--

☆ 2、上ででてきた場面で自分がとれる行動とその背景となる思いやりの心を考えよう。

場面

--

心情

--

行動

--

☆ 3、班で意見を持ち寄り、一つ取り上げて場面を再現しよう。

感想



学校名	海南省立下津第二中学校		
単元名	わたしとあなたのいのち	対象学年	第3学年

●単元目標

- 1 生命の尊さを感じるとともに、周りの人に支えられ大切にされてきたことを知る。
- 2 自分自身を大切な存在であると受け止めようとする。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
事前	<p>各家庭に協力いただき、「わたしの成長記録」(資料1)をまとめておく。</p> <p>※生徒に関わる様々な家庭事情に十分留意して、実施するようになる。</p>		
第1次	<p>思春期体験学習をしよう</p> <p>●生命の尊さ・神秘さを感じ、いのちの大切さを実感するとともに、体験を通して自分が大切にされてきたことを知り、自分自身を大切な存在と受け止める。</p> <p><input type="checkbox"/>助産師さん、保健師さんから生命誕生のすばらしさや赤ちゃんの発達について講話をきく。</p> <p><input type="checkbox"/>赤ちゃん人形の抱っこ体験や妊婦ジャケットを用いた妊婦体験をする。</p> <p><input type="checkbox"/>ワークシートに感想を書く。</p>	2時間	総合的な学習の時間
第2次	<p>わたしのいのち、あなたのいのちを考えよう</p> <p>●生命の尊さや、周りの人に支えられ大切にされてきたことを再認識し、自分や他の人を大切にしようとする態度を育てる。</p> <p><input type="checkbox"/>思春期体験学習から思ったことや感じたことを個人で付箋に書く。</p> <p><input type="checkbox"/>班で意見交流しKJ法を使ってまとめ、全体で発表する。</p> <p><input type="checkbox"/>授業を振り返り、感想を書く。</p>	1時間	家庭科

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 生命の尊さ・神秘さを感じ、いのちの大切さを実感するとともに、体験を通して自分が大切にされてきたことを知り、自分自身を大切な存在と受け止める。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（人間の尊厳、自己についての肯定的態度）

●展 開（2時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 助産師さんから「生命誕生のすばらしさ」についての講話をきく。</p> <p>② 保健師さんから「赤ちゃんの発達」についての説明をきく。</p> <p>③ 赤ちゃん人形を用いた抱っこ体験をする。</p> <p>④ 妊婦ジャケットを用いた妊婦体験をする。</p> <p>⑤ 感想を書き、発表する。</p>	<p>◎いのちの大切さや尊さを認識している。 【価値態度】</p> <p>●どのような点に配慮して抱っこをするのがよいのかを考えさせながら体験をさせる。</p> <p>●いろいろな体勢をとるように伝え、様々な感じ方を体験できるようにする。</p> <p>◎周囲の人々によっていのちが守られ育てられてきたことを知り、自分自身を大切な存在と受け止めている。 【価値態度】</p> <p>●助産師さんや保健師さんに感想を届けることを伝える。</p>

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 生命の尊さや、周りの人に支えられ大切にされてきたことを再認識し、自分や他の人を大切にしようとする態度を育てる。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（自他の価値の尊重）
- 技能的側面（能動的な傾聴、コミュニケーション技能）

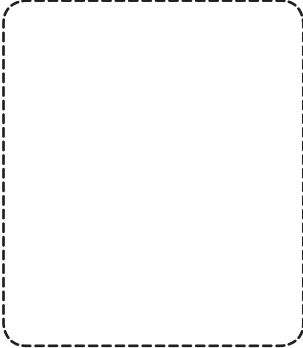
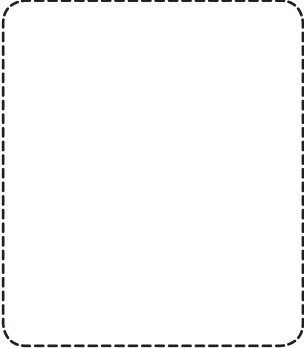
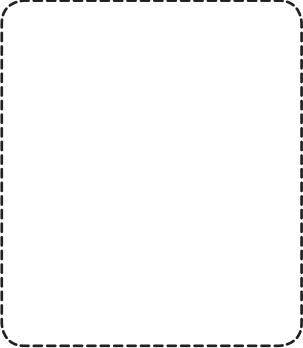
●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① スクリーンで、自分や友達の赤ちゃんのころの写真を見る。</p> <p>② 前時の取組を振り返り、個人で思ったことや感じたことを、3つの観点に分けて付箋に書く。</p> <p>1 「初めて知ったこと」 2 「不思議に思ったこと」 3 「それ以外」</p> <p>③ 各班で意見を交流する。</p> <p>④ KJ法を用いて、各班で意見をまとめる。（資料2）</p> <p>⑤ 各班で順に発表する。</p> <p>⑥ 授業を振り返り、感想を書く。</p>	<p>☆この写真は誰かということを追求めさせないようにする。</p> <p>●思春期体験学習の様子をスクリーンに映した写真で振り返ったあと、体験の感想や、事前に集めておいた「わたしの成長記録」(資料1)を返却し、それをもとに付箋に記入させる。</p> <p>☆「わたしの成長記録」に関する個人情報の扱いに十分に注意する。</p> <p>●付箋に記入しにくい生徒には、あまり深く考えず、自分が思ったことや感じたことをそのまま記入するように伝える。</p> <p>●自分と違う意見にもしっかりと耳を傾け、考えの幅を広げられるように伝える。</p> <p>◎能動的に傾聴し、自分と違った考え方を受け入れることができる。 【技能】</p> <p>◎自分と同様に、友達も様々な人によって生命が守られ育てられてきたことを知り、自他の価値を尊重しようとしている。 【価値態度】</p>

資料 1

わたしの成長記録

年 組 氏名

1 生年月日	年 月 日生
2 出生時	身長 cm 体重 g
3 写真  出生時	 ()才頃  ()才頃
4 名前の由来 (家族の願い)	
5 生まれたときの家族の気持ち	
6 エピソード	

※家庭の事情等を考慮した上で項目を検討するとともに、保護者に対して丁寧な説明を行う。

資料 2

思春期体験学習から

助産師さんのお話

体験

保健師さんのお話

成長記録



3 高等学校

学校名	和歌山県立新宮高等学校		
単元名	同和問題に学ぶ	対象学年	第1学年

●単元目標

- 1 人権に対する理解を深め、同和問題をはじめ、様々な差別について理解する。
- 2 同和問題をはじめとする様々な人権問題について認識を深め、解決に向けて取り組もうとする。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>人権について理解し、社会における人権問題を考えよう</p> <p>● 基本的人権など、様々な人権について理解するとともに、社会における人権問題について考える。</p> <p>□ 世界人権宣言について理解する。</p> <p>□ 様々な人権を知り、社会における人権問題について考える。</p>	1時間	LHR
第2次	<p>社会における差別の現状を知ろう</p> <p>● 同和問題について理解するとともに、様々な人権課題について認識を深める。</p> <p>□ 講演「正しく知ろう同和問題」を聞き、同和問題や他の人権課題等について認識を深める。</p>	1時間	LHR
第3次	<p>差別をなくすために、自分たちにできることを考えよう</p> <p>● 同和問題等の人権課題の考察を通して、差別をなくすために自分たちにできることを考える。</p> <p>□ 今も残る差別について知ること、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するために、自分たちがすべきことを話し合う。</p>	1時間	LHR

※個別の人権課題を取り扱うときの留意点

個別の人権課題に関する学習を進めるに当たっては、生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等になっている者がいることも想定されます。指導にあたっては、言動に気をつけ、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがないように配慮するとともに、個人情報の取り扱いについても、十分な配慮を行い指導する必要があります。

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 基本的人権など、様々な人権について理解するとともに、社会における人権問題について考える。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（人権や主要な条例等の知識）

●展 開（1 時間）

学習活動	● 指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 人権について理解し、社会における人権問題を考えよう。 </div>	
<ol style="list-style-type: none"> ① 人権とは何かについて考え、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な権利」等であることを知る。 ② 自分たちに関わる人権について、個人で考え、一つ一つを付箋に書く。 ③ 4人のグループになり、各自で考えた人権を発表し、KJ法を用いて、同じような内容をまとめる。 ④ 世界人権宣言（資料1）の各条文を読み、理解を深める。 ⑤ 世界人権宣言の各条文と照らし合わせて、自分たちがまとめた人権は、どの条文に当てはまるのかを考える。 ⑥ 身のまわりで人権が尊重されていない場面がないかについてグループで話し合う。 ⑦ 感想を記入する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権については、様々な定義があることを伝える。 「人が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」(人権擁護推進審議会答申) 等 ☆差別意識や偏見などにつながる不適切な言動があれば、適切に指導する。 ◎人権の尊重は、全世界共通の課題であり、1948年に採択された世界人権宣言の中に、具体的な権利として各条文があることを理解している。 【知識】 ● いじめや虐待の他、個別の人権課題などの様々な人権問題があることに気づかせる。

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 同和問題について理解するとともに、様々な人権課題について認識を深める。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（人権侵害等に関する知識）
- 価値的・態度的側面（人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h3>社会における差別の現状を知ろう。</h3> </div> <p>① 講演に際し、本時のねらいを知る。</p> <p>② 講演を聴く。 演題「正しく知ろう同和問題」</p> <p>①同和問題とは、どのような問題なのか</p> <p>②同和問題の起こりと歴史について</p> <p>③同和問題や他の人権問題の現状と課題について</p> <p>③ 講演の感想を書く。</p>	<p>☆中学校等でこれまで学習してきた知識など、実態を把握しておき、内容については事前に外部講師（市人権政策課）と十分に協議しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講演のねらいを事前に伝え、講演を聴く意識を高めさせる。 ●記録用紙を配付し、要点等を書き留めておくよう伝える。 ●日本固有の差別が同和問題であることを理解させ、自分たちが民主的な社会をつくるために解決しなくてはならないものだという事に気づかせる。 <p>◎同和問題の起こりや現状、また、様々な人権問題の現状と課題を理解している。 【知識】</p> <p>◎自他の価値について、人権尊重の視点から考えようとしている。 【価値態度】</p> <p>☆講演の感想だけでなく、疑問に思ったことや生徒が抱える悩みなど自由に書くように伝える。</p>

●第3次の学習活動

【ねらい】

- 同和問題等の人権課題の考察を通して、差別をなくすために自分たちにできることを考え、行動しようとする。

【育てたい資質・能力】

- 知識的側面（憲法等に関する知識）
- 価値的・態度的側面（人間の尊厳、人権課題の解決に向けて行動しようとする意欲や態度）
- 技能的側面（コミュニケーション技能）

●展 開（1 時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="border: 2px solid #e91e63; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 差別をなくすために、自分たちにできることを考えよう。 </div>	
<p>① 基本的人権とは何かについてワークシート（1 基本的人権とは）に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法第 11 条の条文 ・基本的人権として、自由権・平等権・社会権等について理解する。 <p>② 人種差別・民族差別・男女差別・障害者差別・同和問題など、講演を思い出して、どのような差別があるのかを、ワークシート（2 人権問題にはどのようなものがあるのか）に記入する。</p> <p>③ 個人で考え、ワークシート（3 同和問題をはじめとする人権問題を解決するためには）に記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①なぜ、差別がおこるのか ②差別問題を解消するために何が必要か ③差別を解消するために何ができるのか <p>④ 4 人のグループになり、ワークシートに記入した自分の考えをもとに、意見交換を行う。</p> <p>⑤ 学習資料（資料 2）をもとに本時を振り返り感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで学習してきたことを振り返らせる。 ●身近な問題として、差別やいじめがあることを理解させる。 <p>◎憲法等の条文を理解している。 【知識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差別が存在していることを確認し、正しい知識を学び、人権を尊重し合う精神と行動が大切であることを理解させる。 <p>◎能動的に傾聴し、適切な自己表現ができている。 【技能】</p> <p>◎人権課題の解決に向けて、取り組もうとしている。 【価値態度】</p> <p>☆差別意識や偏見などにつながる不適切な言動があれば、適切に指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学習資料を解説し、これまでの学習を振り返らせる。 <p>☆学習した生徒が、さらに正しい知識を得ようと様々な人権課題についてインターネットで調べることが考えられる。インターネット上には、意図的に流される偽情報や根拠のないうさなどがあることも理解をさせる。</p>

ワークシート

第1学年人権LHR 学習ワークシート

—『基本的人権と世界人権宣言、社会における差別問題』について—

1 基本的人権とは

【日本国憲法第11条】

「国民はすべての(①)の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する(①)は侵すことの出来ない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。」

◎基本的人権の種類は？

(②) 権・(③) 権・(④) 権、参政権、請求権などがある

しかし、このように憲法で保障されているにもかかわらず、

私たちの身近な生活の中で侵されているものがある。

その具体的な例として、「差別」や「いじめ」がある。

*それは何権か？・・・(⑤) 権

世の中のすべての人が生まれながらにして持つ権利 = (⑥)

・1948年(⑦):「30の人権」を国連で採択

*誰もが差別を受けることなく、それらの権利をひとしく享有することを明記。

『世界人権宣言』(外務省仮訳文抜粋)

第一条 すべての人間は(⑧)自由であり、かつ尊厳と権利とについて(⑨)

である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての(⑩)と(⑪)とを享有することができる。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

2 人権問題にはどのようなものがあるか

(⑫) ・(⑬) ・(⑭)

(⑮) ・(⑯) など

◎今回の講演は(⑰)問題についての学習。

*日本の(⑱)発展の過程で形作られたものである。

・私たちがお互いの(⑲)を尊重する社会で決して許されないもの

・(⑳)的な社会を作るために解決しなくてはならない ⇒ 国民的課題

回答

① 基本的人権、② 自由、③ 平等、④ 社会、⑤ 平等、⑥ 人権、⑦ 世界人権宣言、⑧ 生まれながらにして、⑨ 平等、⑩ 権利、⑪ 自由、⑫～⑯ 障害者の人権問題、高齢者の人権問題、女性の人権問題、子供の人権問題、同和問題、外国人の人権問題 等 ⑰ 同和、⑱ 歴史的、⑲ 基本的人権、⑳ 民主

3 同和問題をはじめとする人権問題を解決するためには

※人権の視点に立ち、差別を考えてみよう。

私達の身の回りには多くの差別や人権侵害の問題が今もなお存在している。

(人種・民族・障害者・男女・感染症・いじめなど)



①なぜ、このような差別が起こるのでしょうか。

- ・
- ・
- ・

これらの差別は、

(①) や (②)、(③) がその原因である。

②これらの差別を解消するためには、どのようなことが必要ですか。

- ・
- ・
- ・

③これらの差別を解消するために、私達は何をすべきでしょうか。

- ・
- ・
- ・

◎まとめ

- ・ 正しい (④) を身につけ、(⑤) や (⑥) を持たないこと
- ・ (⑦) をしないことは当然であるが、差別(不合理)に (⑧) こと
- ・ 差別に気づいたら、仲の良い友達でもしっかりと (⑨) できること

4 ロングホームルームの授業を受けての感想を書きましょう。

回答

①～③ 誤った知識、無知、偏見、 ④知識、 ⑤偏見、 ⑥差別意識、 ⑦差別、 ⑧気づく、 ⑨注意

資料 1

『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』

ジュネーブ大学のL. マサランティ教授（心理学専攻）を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP（平和の手段としての学校のための世界協会）と協力して1979年に開発・公表した簡易テキストによる世界人権宣言である。人権宣言の内容を5つのカテゴリー（あなた、家庭、社会、国、世界）に分類し、一部は順序を入れ替えるなど、理解しやすくなるための工夫をしている。

第1条（世界） 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。

第3条（あなた） あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。

第4条（社会） だれにもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたもだれかを自分の奴隷にすることはできません。

第5条（社会） あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利はだれにもありません。あなたも、だれであれひとを拷問することはゆるされません。

第7条（国） 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。

第8条（国） 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。

第9条（あなた） 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。

第10条（社会） あなたがもし裁判にかけられるようなことがあっても、その裁判は秘密に行われてはなりません。あなたを裁く人は、だれからもさしずを受けてはなりません。

第11条（あなた） あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。

第6条（あなた） どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。

第12条（あなた） もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。

第 13 条（あなた） あなたは自分の国のうちを、好きなように行ったり来たりする権利をもっています。あなたは自分の国を離れて、別な国へ行く権利をもっています。またそうしたければ、ふたたびもとの自分の国へもどることもできます。

第 14 条（あなた） もしだれかがあなたに害を加えて苦しめるときには、あなたは別の国へ行って、あなたを守ってくれるようにたのむ権利をもっています。あなたがだれかを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切にし、守らないときには、あなたはそのような権利をもちません。

第 15 条（あなた） あなたはひとつの国の国民となる権利をもっています。また、だれももっともな理由がないのに、あなたが自分でねがって他の国の国民になろうとするのをさまたげることはできません。

第 16 条（家族） だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれかをむりやり結婚させることはできません。

（国） あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです。

第 25 条（家庭） あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。

第 26 条（あなた） あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。

（家族） あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

第 17 条（あなた） あなたは、他のだれもとと同じように、いろいろなものを自分のものとしてもつ権利をもっています。だれにもそれをあなたからうばいとる権利はありません。

第 18 条（あなた） あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりで、あるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

第 19 条（あなた） あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうするのを禁止することはできません。

（社会） あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

第20条(国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

第21条(あなた) あなたは、たとえば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国のことがらに積極的に参加する権利をもっています。

(国) これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人がだれの名前を書いたかを知られることがない自由な投票によって表現するものです。投票は男か女かにかかわらず平等で、だれもおこなうことができます。

第23条(あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

第24条(社会) 労働時間はあまり長すぎではありません。というのはだれもが休息する権利をもっているのであり、定期的に給料をもらいながら休みを取ることができるべきだからです。

第27条(社会) あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同でおこなったことから利益を得ることが許されるべきです。

(あなた) あなたの作品はあなたのものであり、あなたはそれらから利益を得ることが許されるべきです。

第22条(社会) あなたが住んでいる社会は、あなた、および、あなたの国に住んでいるすべての男の人、女の人に与えられているあらゆる便宜(文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえでの)を、あなたが発展させ、享受するのを助けるべきです。

第25条(あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。

第28条(世界) あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。

第29条(あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

第30条(世界) 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどとすることは許されません。

第2条（世界） したがって、たとえあなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

文部科学省 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編 資料『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370775.htm）」を加工して作成

資料 2

第1学年人権LHR 学習資料

1 同和問題とは

・同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題である。

・基本的人権を尊重する民主的な社会では許されない人権侵害の問題である。

・昭和44年に同和対策事業特別措置法という法律が作られて以降、33年間にわたる特別立法を中心に対策がとられた結果、生活環境が改善されるなど大きな成果を上げ、同和問題は解決に向かっているが、今なお差別があり、決して解決したわけではない。

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定

※この差別問題解決は多くの人たちの願いでもあった。

※かつてのようにひどい露骨な差別はなくなった。しかし・・・

2 今も残る部落差別の現状

・就職での差別・・・統一応募用紙の作成と改正などをおこなった。

※職業選択の自由は憲法第22条で保障されている。それが、個人の能力や適性とは全く関係のない事柄や居住環境等によって制限されることがあってはならない。

・結婚問題・・・深刻な問題である。

・インターネットの掲示板への差別的な書き込み・・・近年急速に増加

※インターネットの普及により、個人が自由に情報を発信できるようになった。

インターネットの利用は、相手に対する人権尊重がその基本になくてはならない。他人の誹謗や中傷など、誤解を招いたり、相手を傷つけないように心がけることが大切。◎情報の発信にともなう個人のモラルとその責任が問われる。

※ウェブサイト上には様々な情報が蓄積されている。その中には不正確な内容や誤った内容、偏った情報が混在しており、自分にとって適切な知識が得られるとは限らない。

3 人権の視点に立つためには？

①自らの権利を知る ⇒ 他人の権利を知る

②正しい知識を持ち、人権に対する意識を高める ⇒ 偏見をなくす

※自らの偏見に気づき、それを改め、自分の思考と行動を変えていくことが大切です。

※同和問題の根本的な解決は、これらの差別も含め、人権の視点に立った取り組みが必要である。

これらの人権問題解決はこれから将来を担う若い皆さんの肩にかかっています。



4 特別支援学校

学校名	和歌山県立みくまの支援学校		
単元名	班別学習を通してお互いを知ろう ～交流及び共同学習を通して～	対象学年	中学部第1学年

●単元目標

- 1 活動を通して自分のよさや友達のよさに気づくとともに、仲間意識を育む。
- 2 同年代の生徒との交流を通して、人と関わる力を広げる。

●単元の流れ

	次目標及び学習内容	時間数	教科等
第1次	<p>友達を知ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交流及び共同学習を行う中学校の生徒の言動に興味関心を持つ。 <p><input type="checkbox"/>どのような生徒がいるのかをビデオレターを見て知る。 <input type="checkbox"/>交流に向けて、歌の練習を行う。</p>	1時間	特別活動
第2次	<p>ボウリングを一緒に楽しもう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同年代の生徒との交流の中で、相手のことを意識し、仲良く協力しながら行動する。 <p><input type="checkbox"/>役割等を意識し、協力しながら班別活動（ボウリング）を行う。</p>	4時間	特別活動
第3次	<p>自分や友達のよさを感じよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●活動を振り返り、自分のよさや友達のよさに気づくことができる。 <p><input type="checkbox"/>交流時の動画や写真を見て、楽しかったことや頑張ったことなどを振り返り、ワークシート等にまとめる。</p>	1時間	特別活動

※両校の連携や協力体制を確保し、活動の意義やねらい、相手校や相手学級の教育の実際や障害のある子供への接し方等についての教職員の共通理解を深めておく。

※障害のある生徒への接し方等を含め、障害についての理解が深まるよう、中学校の生徒に対して事前に講義を行う。

●第1次の学習活動

【ねらい】

- 交流及び共同学習を行う中学校の生徒の言動に興味関心を持つ。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（他者理解）

●展 開（1時間）

学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 交流日時、交流グループ、場所、予定、活動内容などを知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ画面を使って視覚的な支援を行う。 ● 個々の生徒の見え方に配慮し、タブレットを用いて、手元で見えるようにする。（補助器具を用いて、タブレットを机や車いすに固定する。）
<p>交流する友達を知ろう。</p>	
<p>② 同じ班（1年A班）で活動する中学校の生徒（5名）のことを知る。</p> <p>③ 次回の交流時に歌う歌（「やってみよう」）の練習を行う。</p> <p>④ 今日の活動を振り返って、気づいたことを発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 交換した自己紹介ビデオを見て、生徒の様子を理解させ、見通しを持たせる。 ◎どのような生徒がいるのかを、言動から興味・関心をもって知ろうとしている。 <p style="text-align: right;">【価値態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交流が楽しい思い出となるよう、明るく楽しい雰囲気を作れる曲を選定する。 ● タブレットに複数の感想内容を事前に入力しておき、言葉での発表方法以外にも、画面の文字やイラスト等を選択することで発表できるようにしておく。

●第2次の学習活動

【ねらい】

- 同年代の生徒との交流の中で、相手を意識し、仲良く協力しながら行動する。

【育てたい資質・能力】

- 価値的・態度的側面（自己価値及び他者の価値、責任）
- 技能的側面（コミュニケーション技能、協力）

●展 開（4時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>① 全体会（始まりの集い）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする。 ・日程を知る。 ・各班別の教室へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日程や活動場所については、テレビ画面の写真を活用する他、イラスト、色画用紙、写真カードを使って理解しやすいようにする。 ● 活動場所への案内は、本校の生徒が行い、中学校の生徒に声をかけるなどして、一緒に移動するように伝える。
<p>ボウリングを一緒に楽しもう。</p>	
<p>② 班別交流（1年A班・ボウリング）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介をする。 ・役割を意識し、協力して活動を行う。（傾斜台の準備やピン立て等） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1年A班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援学校 肢体不自由学級 生徒2名 知的障害学級 生徒2名 ・中学校 生徒5名 計9名 </div> <p>③ 全体会（終わりの集い）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感想を発表する。 ・歌を歌う。 ・握手やハイタッチなどをして挨拶をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己紹介時は、事前に作成した自己紹介カードを使って行うように伝える。（発音が不明瞭でも相手に伝わりやすくする。） ● テレビ画面やタブレット等を用いて視覚的に伝えることで、ルールや係り（役割）について全員が理解できるようにする。 ● 傾斜台（ボールを転がすことが困難な生徒用のボード）の準備等、お互いに協力するよう伝える。 <p>◎友達と仲良く協力し、自分の役割に意欲的に取り組もうとしている。 【価値態度】</p> <p>◎ボウリングが円滑に進むよう、コミュニケーションを図ろうとしている。 【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明るく楽しい雰囲気を大事にする。

●第3次の学習活動

【ねらい】

- 活動を振り返り、自分のよさや友達のよさに気づくことができる。

【育てたい資質・能力】

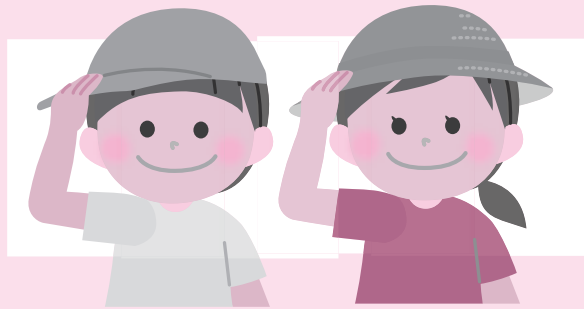
- 価値的・態度的側面（他者理解、自尊感情）

●展 開（1時間）

学習活動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>交流した時のことを振り返ろう。</p> </div> <p>① 中学校との交流の時の、自分や友達の様子を思い出す。</p> <p>② 振り返りワークシート（資料1）を使用して、感想をまとめる。</p> <p>③ 感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交流学習の出来事を思い出すために、タブレットで撮影した動画や写真をテレビ画面等に映す。 ●自分や友達の様子をよく観察するように説明するとともに、協力して活動している場面を見ることで、自分や他の生徒の頑張りに気づかせる。 【価値態度】 ●個々の見え方に配慮し、タブレットを使用して、テレビ画面に映した画像と同じものを手元でも見えるようにする。 ●自分や他の生徒の頑張りを振り返るために、ワークシート等を使って考えをまとめるようにする。 ●言葉で表現することに困難さがある生徒には、事前にイラスト（動作・表情等）や文章の登録、言葉の録音をしておき、タブレット画面のイラストや文章等を選択することで、感想をまとめることができるようにしておく。 <p>◎協力して活動している場面を見て、自分や他の生徒のがんばりをまとめている。 【価値態度】</p>



IV. 參考資料



和歌山県人権教育基本方針

平成 17 年 2 月 15 日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連 10 年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、H I V 等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21 世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすもので

あるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

(目的)

1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

(1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。

(2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。

(3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

(教育行政)

2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

(学校教育)

3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一

一人一人を大切にしたい教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

(社会教育)

4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

(家庭教育支援)

5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。



人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

- * [第一次とりまとめ（平成16年6月）]: 「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
- * [第二次とりまとめ（平成18年1月）]: 指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

▶ **【第三次とりまとめ】**: 第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解
(知識的側面)

人権感覚
(価値・態度的側面/技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
 - 効果的な研修プログラムの例
- など

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するとき生じる)

人権に関する知的理解

以下の知識的側面の能動的学習で深化される

人権感覚

以下の価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められる

関連

知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等

関連

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
- ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 等

関連

技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級

(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について（概要）

調査概要

趣旨:「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえ、各教育委員会や学校における人権教育の取組状況を把握する。
 対象:全国の都道府県・市町村教育委員会、1,872の公立学校(無作為抽出)

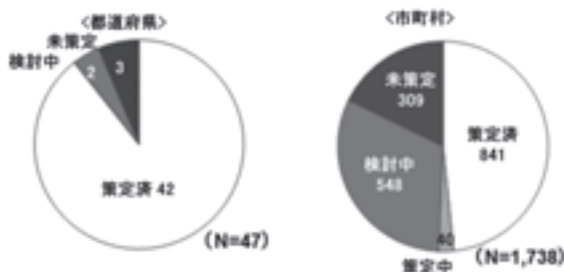
調査結果総論

各教育委員会や学校における人権教育の取組については、概ねその定着が図られていると言え、また、一部の教育委員会においては積極的かつ継続的に人権教育の取組を推進しているが、前回調査の結果と比べ、大きな進展が見られるという状況にまでは至っていない。

調査結果各論

① 教育委員会における取組の活性化

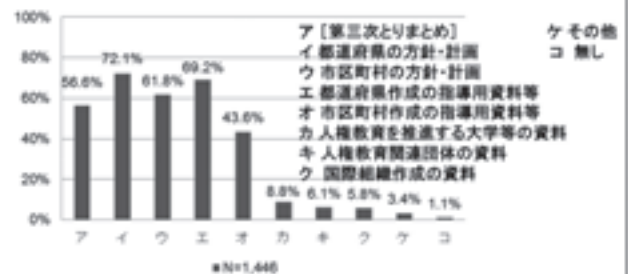
【現状】人権教育の推進方針・計画の策定状況<教育委員会>



【提言】未策定の教育委員会においては、人権教育の推進方針・計画の作成作業を早急に進めていただきたい。

② [第三次とりまとめ]についての周知・理解の促進

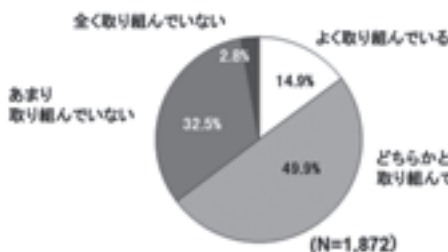
【現状】人権教育の計画策定に当たり参考にした資料<学校全体>



【提言】学校において[第三次とりまとめ]がより一層活用されるための工夫をお願いしたい。

③ 指導内容・方法等に関する校内研修の充実

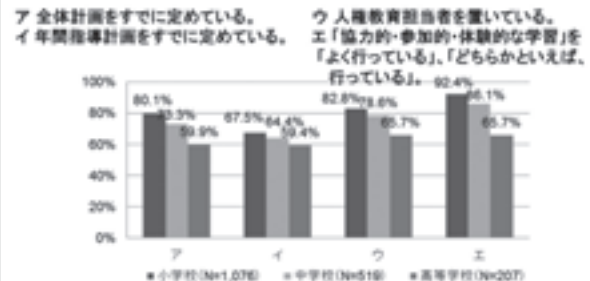
【現状】人権教育に関わる校内研修の取組状況<学校全体>



【提言】学校において[第三次とりまとめ]の実践等を参考にしつつ、研修を積極的に進めていただきたい。

④ 全ての学校種における人権教育の取組の促進

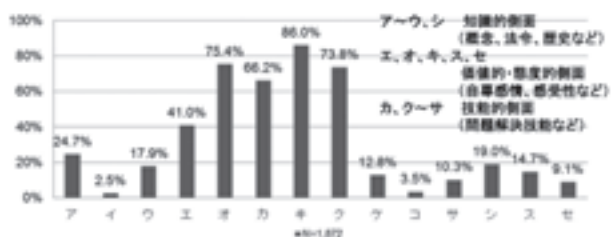
【現状】各学校種における人権教育の取組状況<小中高等学校>



【提言】いずれの学校種においても、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じた人権教育の実践をお願いしたい。

⑤ 三側面の総合的な取り扱い

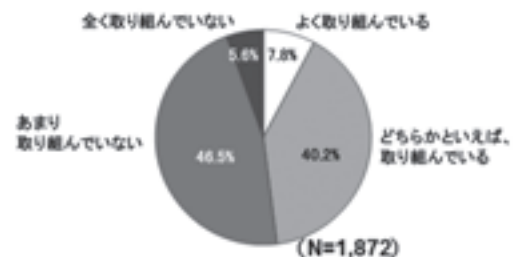
【現状】人権教育の指導内容として力を入れている項目<学校全体>



【提言】知識的、価値的・態度的、技能的側面それぞれに同様な重みを置いて同時に取り上げられるよう改善をお願いしたい。

⑥ 家庭・地域との連携の一層の促進

【現状】人権教育に関わる研修の一環としての家庭・地域との相互理解に関する研修実施状況<学校全体>



【提言】学校・家庭・地域の連携を一層推進していただきたい。

文部科学省HPIに[第三次とりまとめ]など人権教育に関する資料を掲載しています。是非ご活用ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/

「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」平成25年10月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議より一部抜粋

参考文献・資料

刊 行 物 名	著 者 等	発 行 等
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]		文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
平成 29 年度版 公正な採用選考をめざして		厚生労働省 http://www2.hlw.go.jp/topics/topics/saiyo/dl/saiyo-01.pdf
企業における人権研修シリーズ 雇用と人権		企画／法務省人権擁護局・ 全国人権擁護委員連合会 制作／財団法人 人権教育啓 発推進センター http://www.jinken-library.jp/korekara/shiryo/kigyoukenshu4.pdf
コンパシート【羅針盤】 子どもを対象とする人権教育総合マニュアル		ヨーロッパ評議会・企画 福田弘・訳 財団法人 人権教育啓発推進 センター
ばあばは、だいじょうぶ	楠 章子 作 いしい つとむ 絵	童心社
アニメーション 渋染一揆 —明日に架ける橋—		企画／岡山県・岡山県教育委 員会 制作／東映株式会社
江戸しぐさから学ぼう 第 1 巻 まちかどの思いやり 第 2 巻 人に対する思いやり	秋山浩子 文 伊藤まさあき 絵	汐文社
人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について (平成 25 年 10 月)		文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/1341058.htm

第40集「明日へのとびら」

人権教育学習プラン 校内研修のためのハンドブック その3

事務局：和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

平成30年3月印刷

平成30年3月発行

編集 「人権教育学習プランプロモート委員会」人権教育指導者用資料編集会議

発行 和歌山県教育委員会

印刷 株式会社 協和



地球環境保護のために、再生紙と
植物油インキを使用しています。